

元号と武家

北 爪 真 佐 夫

わが国の元号は中国より移植したもので、最初の元号は「大化」(645)といわれているが「大宝」とみた方が確度がたかいとみることができよう。いずれにしても249程の「元号」が今日まで使用されてきているのだが、現在の「平成」を除けばその決定権は天皇にあったものとみてよいであろう。法制史家滝川政次郎氏は元号大権とは「天皇が元を建て、元を改められる権利であって、この権利は臣下の者の干犯を許さない天皇に専属せる権利」(同氏著「元號考證」)であるといっておられる。古代国家の確立期に整備導入された元号制は十二世紀末あたりから確立した武家権門としての鎌倉幕府ならびにそれ以降の「武家」とはどんな関係にあったのか、こうした検討を通じて平安末期以降の「国王」及び「王権」の特質はどの点にあったのかに接近しようとの試みが本稿の課題である。なお封建時代を通じて元号制度が存続し得た理由として考えられるのは三代將軍家光の言といわれる「年号ハ天下共ニ用フルコトナレバ」という一言に端的に示されているし、それ以前でいえば、「公武」ならんで用いるものとの考え方が定着しているのである。つまり、「元号」はある天皇の時代を意味するものでなく、ましてや天皇の独占物でなくなったことが、封建制下でも、なお維持存続した理由とみてよいであろう。

キーワード (天皇・武家・元号)

はじめに

古代国家の確立にあたり、元号に関しては「凡公文応記年者、皆用年号」(養老令・儀制令)とあって公式の文書には「元号」(年号)を記すように定めている。このように古代律令国家のもとでは元号に関しても、成文法に規定があり、統治権者たる天皇には「元号大権」が存在していたといわれるのである⁽¹⁾。ここでは元号の本質や古代以来の歴史的経過を述べる余裕はないので、それらの点は他書によらねたい⁽²⁾。本稿では主として「王朝国家」体制の末期段階で、いわゆる権門勢家の一つである源家が十二世紀末に幕府を創立して以降、十八世紀あたりまでの「武家」と「元号」とはどんな関係にあったのかを中心に検討することを目的としている。こうした関係を検討することによって中世の「国家」や中世の「王権」の性格の一端が解明できるのではないかと考えたからに他ならない。

註(1) 滝川政次郎 「元號考證」永田書房 1973年6月

(2) 永原慶二・松島栄一編「元号問題の本質」白石書房1979年4月、井上清「元号制批判」明石書店 1989年3月。ところで現在の「元号」に関しては「昭和」の元号が法的な意味を失効した結果、元号法制定の動きが1968年頃から活発となった。こうした状況は看過できないとして私は「元号法制化問題によせて」(歴史学研究426号)なる一文を草したことがある。なお、前掲永原・松島編所収の峯岸賢太郎氏の論文「元号問題と国民の歴史意識」の付記には1976年「思想の自由を守る2・11集会の準備活動の一環」として行われた歴教協、歴科協、歴研委員有志による年号問題についての勉強会での成果を峯岸の責任でまとめたものであるとあり、勉強会のメンバーに小生の名を見出し、四半世紀前を想起し、ある種の感慨を禁じ得なかった。その研究会のあと私は東京を去ることになったのである。なお、峯岸論文には前掲の私の一文も参照論文としてあげられているが、あの一文はあの研究会に先行して私の責任で記したものである。なお、周知のように「元号法」は1979(昭和54)年6月、法律第四三号として制定されたのである。念のためそのとき制定された「元号法」を示しておけば以下の如きものである。

元号法

- 1 元号は政令で定める。
- 2 元号は皇位の継承があった場合に限り改める。

附 則

- 1 この法律は公布の日から施行する。
- 2 昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

以上、この法律では明治以降の「元号制」(一世一元制など)をほとんど踏襲していて論ずべき点が少なくない。

〔1〕鎌倉初期の元号

古代国家段階では天皇は元号大権、なかんずく制定権といったものを掌握していたことは確かであるが、古代末期の王朝国家段階で権門勢家が強盛を誇るようになり、武家権門の一つである源家が関東の鎌倉を一大拠点とするようになった段階で「元号」に対してどのような態度をとったのかが問題となる。吾妻鏡では「(治承五年七月)十四日戊子、改元治承五年、爲養和元年」⁽¹⁾とあるのだが、この改元にもかかわらず、武家棟梁頼朝の発給文書などでは「養和」の元号を用いなかったことは有名である。そうした事例をあげてみると

- ① 「伊豆筥根両山祈祷注文」が吾妻鏡養和元年八月廿九日条に掲載されているのだが、この注文の年月日は治承五年八月晦日となっている。
- ② 吾妻鏡養和元年九月十八日条によれば、頼朝は和田次郎義茂の許に下文を遣わしているのであるが、その下文の年月日は、治承五年九月十八日となっている⁽²⁾。
- ③ 吾妻鏡養和元年十月六日条によれば、頼朝は走湯山住侶禅睿を鶴岡供僧并大般若経衆に補し、また玄信大法師も同職に加えられ、それぞれ御下文を下しているが、両人ともに下された下文の年月日は治承五年十月六日なのである⁽³⁾。
- ④ 吾妻鏡養和元年十月十二日条によれば頼朝は常陸国橘郷を心願成就のため寄進しているのだが、その寄進状の年月日は治承五年十月日なのである⁽⁴⁾。
- ⑤ 寿永元年二月八日条(養和二年五月廿七日に寿永元年と改元)によれば、頼朝は相模国大庭御厨を伊勢神宮に寄進し、そのさいの頼朝の願文を吾妻鏡に掲載している。その年月

日は例によって治承六年二月八日となっている⁽⁵⁾。

- ⑥ 吾妻鏡 寿永元年五月廿五日条によれば、相模国金剛寺住侶等が古庄郷司の非法を訴えた解状を掲載しているのであるが、その解状の年月日は治承六年五月日となっている⁽⁶⁾。
- ⑦ 吾妻鏡 寿永元年六月五日条によれば武蔵国大里郡熊谷次郎平直実の許に下文を下し久下権守直光の押領を停止して地頭職の安堵を行っている。この場合の年月日は治承六年五月卅日となっている⁽⁷⁾。なお、都では五月廿七日に寿永と改元となっているのである。勿論卅日は改元となったばかりであるから、かりに東国で受け入れたとしても、四日程しかないから寿永とすることは困難であろう。
- ⑧ 吾妻鏡 寿永元年八月五日条によれば鶴岳僧禪睿の訴状に対して、頼朝は下文を下して在家役などの「万雑公事」等を免除している一文をのせているが、その年月日は相変わらず治承六年八月五日となっている⁽⁸⁾。
- ⑨ 吾妻鏡 寿永元年十二月二日条によれば、太神宮生倫神主らの注進状に対して頼朝は書状を遣わしている。その書状を掲載した吾妻鏡の一文の年月日は十二月二日となっていて元号を欠いている⁽⁹⁾。ところで周知のように吾妻鏡は寿永二年が、欠けているから次は寿永三年の事例をみていきたい。
- ⑩ 吾妻鏡 寿永三年正月三日条によれば大河土御厨を豊受太神宮に寄進するとして源頼朝の寄進状をのせている⁽¹⁰⁾。これの日付は寿永三年正月日となっている。なお、寿永三年四月十六日に元暦元年に改元となっている。
- ⑪ 吾妻鏡 寿永三年一月十七日条には上総介廣常が昨年七月に上総国一宮宝前に願文をささげていて、その趣旨は「所奉祈武衛御運之願書」というものであって、頼朝をして彼を追討したことを後悔させたというものであるが、この願文の日付は治承六年七月日となっている⁽¹¹⁾。
- ⑫ 元暦元年二月廿五日条には、朝務に関しての源頼朝言上状をのせている。有名な朝務等事などの四ヶ条を記したもので、これの年月日は、寿永三年二月日となっている⁽¹²⁾。
- ⑬ 元暦元年三月五日条には、頼朝は早く鎮西九国住人等に平家を追討するよう「下文」を出しているのだが、その年月日は寿永三年三月一日であった⁽¹³⁾。
- ⑭ 元暦元年四月六日条には、頼朝は平家没官領として院より預かったかたちとなっていた平頼盛ならびに室家の所領合計三十四ヶ所を故池禅尼の恩義に酬いんがため「然而如元爲彼家沙汰，爲有知行，勅状如件」として、もとの如く頼盛領等に回復させたのであるが、この二通の文書の日付は寿永三年四月五日と同年同月六日となっている⁽¹⁴⁾。
- ⑮ 吾妻鏡 元暦元年四月廿三日条によれば、下河辺四郎政義の訴えに対して、筑後守俊兼の奉わりとして常陸目代宛に御書が遣わされているが、年缺で四月廿三日となっている⁽¹⁵⁾。
- ⑯ 吾妻鏡 元暦元年四月廿八日条によれば、頼朝は淡路国廣田領を廣田社に寄進しているが、この頼朝寄進状の年月日は寿永三年四月廿八日となっている。元暦の改元は四月十六

日であるから、速刻に関東に伝達されていれば、間にあうであろうが、「元暦」の元号は使用されていないのである⁽¹⁶⁾。

⑰⑱ 吾妻鏡 元暦元年五月三日条には、頼朝は武蔵国飯倉と安房東条を伊勢皇太神宮に寄進し、寄進状二通をのせているが、そのいずれもが寿永三年五日三日となっている⁽¹⁷⁾。なお、⑰に関しては頼朝の官位については正四位下源朝臣とあり、⑱では正四位下前右兵衛佐源朝臣とある。頼朝が「本位従五位下」に復したのは寿永二年十月九日⁽¹⁸⁾、正四位下に叙せられたのは、寿永三年三月廿七日であった⁽¹⁹⁾。

⑲ 吾妻鏡元暦元年七月二日条には、頼朝は寂楽寺僧徒が高野山領紀伊国阿豆河庄に乱入し非法狼籍をいたしたとして訴えがあり、それに対して下文を出している。この年月日は元暦元年七月二日で、改元より二ヶ月半程経過して、吾妻鏡掲載の史料としては、はじめて元暦の「元号」を使用しているのである⁽²⁰⁾。これ以降では吾妻鏡掲載の史料はほぼ都で定めた元号が使用されているとあってよい。以上からでも、かなりの程度言及できるのだが、吾妻鏡の缺けている時期の源頼朝の発給文書ではどのような元号を使用したのか検討してみることにしたい。これに関しては、幸いにも、黒川高明編の「源頼朝文書の研究」(史料編)があるので、そこでの所収文書を検討してみることにしたい。ただし、氏が偽文書と判定したものと、年缺で元号名のないものは除外した。

43 源頼朝袖判下文(「香取大禰宜家文書」)

年月日は治承七年正月廿八日。

45 源頼朝寄進状(鶴岡八幡宮文書)

年月日は寿永二年二月廿七日。

46 源頼朝寄進状(鶴岡八幡宮文書)

年月日は寿永二年二月廿七日。

47 源頼朝寄進状(「大手鑑」隠心帖)

年月日は寿永二年二月廿七日。

48 源頼朝下文案(「鹿島大禰宜家文書」)

年月日は治承七年三月十日条。

49 源頼朝袖判下文(「三嶋神社文書」)

年月日は治承七年三月十七日。

50 源頼朝下文(「光明寺文書」)

年月日は治承七年五月三日。

54 源頼朝下文(「賀茂別雷神社文書」)

年月日は寿永二年十月十日。

55 源頼朝袖判下文案(「東大寺文書」三ノ三)

年月日は寿永二年十月十一日。

以下は寿永三年の古文書等である。

- 61 源頼朝袖判下文号（「古筆写」国学院大学所蔵）
年月日は寿永三年二月三十日。
- 67 源頼朝袖判下文案（「久我家文書」国学院大学所蔵）
年月日は寿永三年四月五日。
- 68 源頼朝袖判下文案（「久我家文書」国学院大学所蔵）
年月日は寿永三年四月六日。
- 69 源頼朝寄進状（「神護寺文書」）
年月日は寿永三年四月八日。
- 71 源頼朝書状（「島津家文書」東京大学史料編纂所所蔵）
年月日は寿永三年四月十一日。
- 73 源頼朝下文案（「久我家文書」国学院大学所蔵）
年月日は寿永三年四月廿二日。
- 75 源頼朝下文案（「賀茂別雷神社文書」）
年月日は寿永三年四月廿四日。
- 80 源頼朝下文案（「大森洪太氏保管文書」）
年月日は寿永三年五月八日。
- 81 源頼朝袖判下文（「末吉家文書」）
年月日は寿永三年五月十八日。
- 82 源頼朝袖判御教書案（「益田文書」東京大学史料編纂所所蔵）
年月日は元暦元年五月日。
- 83 源頼朝袖判下文（「金子文書」神奈川県立博物館所蔵）
年月日は寿永三年六月三日。
- 84 源頼朝袖判下文（「神護寺文書」）
年月日は元暦元年六月日。

以上、文書名の番号は黒川氏が年代順に配列した通し番号である。さて、まず最初に吾妻鏡に掲載されている頼朝発給文書などに記載された元号についてみると治承五年七月十七日に改元し養和となったのであるが、①～④はいずれも養和を用いず「治承五年」とあるように相変わらず「治承」の元号を用いているのである。翌養和二年になっても、⑤⑥⑦は相変わらず治承の元号を用いて「治承六年」などと記しているのである。⑧ともなれば、都では前述のように「養和二年五月廿七日」に改元して「寿永」となっているのだが、⑧は寿永を用いず「治承六年八月五日」となっているのである。次に、吾妻鏡は周知のように「寿永二」年は缺けているので、⑩以下で寿永三年を検討してみたい。⑩の事例は双方ともに寿永三年正月三日、正月日となっていて「元号」は一致している。⑪の事例は前年のものであり、したがって日付は治

承六年七月日となっていて、「養和」を用いないばかりでなく「寿永」も使用されていないのである。⑫⑬⑭⑮⑯はいずれも「寿永三年」であるが、寿永三年四月十六日に改元となっているから速刻連絡があり、それを受け入れるならば⑯は同年四月廿八日だから間に合うはずであるが、「元暦」の元号を用いていない。⑰⑱は元暦と改元されたものの相変わらず二通とも寿永三年五月三日と記している。こうして⑲になって前述のように「元暦」の元号が使用されているのであるが、これは改元より二ヶ月半ばかり経過しているのである。

次に、吾妻鏡で缺けている「寿永二年」を頼朝文書でみると、43は治承七年、45、46、47の三通は寿永二年で、48、49、50は治承七年と4対3で両者が混在して使用されている。61以下の「寿永三年」の頼朝発給文書でみると61・67・68・69・71・73・80・81・83といずれも「寿永三年」であるが、寿永三年四月十六日に改元され「元暦」となったのであるから次の84は元暦元年六月日となっている。だが83は改元された「元暦」の元号を使用していないのである。ところで治承五年七月十四日の改元は百鍊抄では「代始」⁽²¹⁾、同じことであるが皇帝紀抄では「依御即位也」⁽²²⁾とあって、いずれも安徳天皇にかかわることであった。次の「寿永」は同じく百鍊抄では「依飢饉、兵革、病事、三合也」⁽²³⁾といている。つまり、陰陽道でいう厄年の一つで、暦の上で一年に大蔵、太陰、客氣の三神が合するのを大凶といい、こうした年には兵乱・天災が多いとして三合の年というのである。「元暦」に関しては前述の「百鍊抄」では「代始」めの改元であるといっている⁽²⁴⁾。つまり、後鳥羽天皇は寿永二年八月廿日に踐祚し、翌寿永三年四月十六日に元暦に改元したのである。ついでに「養和」の改元についていえば、前述の如く治承四年四月廿二日に安徳天皇は即位し、翌治承五年七月十七日に「養和」と改元したのである。瀧川政次郎氏は「源平のいくさと両年号」の項で、寿永二年七月廿五日、平氏は木曾義仲に追われ、内大臣平宗盛は安徳天皇及び神器を奉じて西海に浮かび、八月廿八日に大宰府に到着した。一方、後白河法皇は京都に天皇が存在しないことは問題だとし、院宣を以て高倉天皇の第四子尊成親王を天皇の位につかせたと述べ、これが後鳥羽天皇で、天皇は前述の如く翌寿永三年四月十六日に元を建てて、元暦元年としたが、平家一門はこの年号を奉せず、その残党はずっと後までも、安徳天皇の「寿永」の年号を奉じたと指摘されている⁽²⁵⁾。この後鳥羽天皇擁立にあたって神器がなく右大臣兼実が苦慮したことについては、私もかつて論じたことがある⁽²⁶⁾。ところで氏は東国の頼朝に関して、彼は安徳天皇の建てられた養和、寿永の年号を奉じなかった。頼朝は、高倉天皇の治承四年に以仁王の令旨を奉じて兵をあげ、同年十月、鎌倉に府を開いたのであるが、それ以後鎌倉から発せられる文書には、ことごとく治承の年号が書かれている。伊豆にいる時から、京都の事情に精通していた頼朝が治承五年七月に養和と改元されたことを知らなかったはずはないといい、幕府の記録である「吾妻鏡」には、治承六年、治承七年（寿永二年）まであって、「養和・寿永」の年号は見えないのである。これは頼朝が建礼門院（平清盛の女徳子）の所生である安徳天皇の即位を認めなかったからであるとして「不臣の譏りを免れない」ともいっている⁽²⁷⁾。こうした見解は通説化しているといっ

てよい。一例をあげれば井上清氏は「元号制批判」（明石書店）で「年号制定も天皇の権威と不可分である一方、幕府は、時を支配する「天子」の権威はもちえなかったので、幕府も天皇の年号制定権を廃止しようとはしなかった。それでいて、現実には、源頼朝はまだ平氏を打倒する前、一一八一年治承五年七月に「養和」と改元されたその翌年の二月、正しくは養和二年二月と書くべき日付を、治承六年二月と、伊勢神宮への願文の日付に書いている。養和二年五月には「寿永」と改元されたが、その年の八月にも頼朝は治承の号を用いている。養和・寿永は平家の年号としてきらったのである⁽²⁸⁾。たしかに吾妻鏡掲載の史料に関しては滝川・井上両氏の指摘は正しいし、前述の黒川高明編の頼朝文書では養和は用いずに「治承五・六」を用いているのだが、「寿永二年」に関しては前述の如く黒川高明編の「源頼朝文書の研究」所収文書には前掲の45・46・47・54・55の諸文書では「寿永二年」の元号を使用しているのである。勿論、43・48・49・50は相変わらず治承七年なのである。こうしてみると関東では「寿永」の元号を用いなかったというのは正しくない⁽²⁹⁾。

次に「寿永三年」についていうと「寿永二年」の頼朝文書でみるかぎり過半数はこの年号を用いていて「治承七年」は四通であったことは前述したところであるが、「寿永三年」ともなれば、すべての文書が「寿永」を使用しているのである。もっとも、寿永三年四月十六日に改元となったものの五月六月と経過しても相変わらず「寿永三年」を用い（80, 81, 82, 83）ているのである。こうした関東の状況に関して東鑑要目集成三⁽³⁰⁾では、以下の見解を述べている。

- (一) 治承五年七月十四日爲養和元年、此養和年号東国へ不告来歟、東国ニテ不用、養和二年ヲモ東国ニテハ治承六年トス。
- (二) 養和二年五月廿七日爲寿永元年、此年号モ東国へ不告来歟、東国ニテ不用。寿永二年記、東鑑ニ全一ヶ年闕卷アリ、何レノ元号ヲ用ヒシヤ不詳、其翌年ノ正月寄進状ニ、初テ寿永ノ年号ヲ鎌倉ニテ用ヒタリ。
- (三) 寿永三年四月十六日爲元暦元年、此改元ノ後モ五月三日ノ寄進状ニ、寿永三年トアリ、ソノ年七月ヨリ、漸次元暦ノ年号ヲ鎌倉ニテ用ヒタリ、惟ニ京鎌倉戦国故、通路不能急速事、故ニ不知改元也。

この説も、多くの論者と同じく東国では養和・寿永の元号は用いなかった（「寿永」については三年正月には用いた）といっているが、その理由を平家の擁立した安徳天皇の元号だから用いなかったとはいっていない点が注目される。私としては(二)(三)で述べている点とともにこの「東鑑要目集成」説を重視したい。理由は寿永二年段階では、頼朝関係文書には「寿永」の元号を用いているものがあること、寿永二年十月までは頼朝は「流人身」であって、彼の課題は早く「本位」に復することであり、他方で「朝家」の側としてはこうした位置にある人物に「改元」などを告げる必要はなかったであろう。源家棟梁頼朝が本位に復したのは前述のように1183（寿永二）年十月でこのときに彼は「従五位下」に復したのである。もっとも、この直前に、頼朝は三ヶ条を院に進上しているのだが、それは第一に勳賞を神社仏寺に行うべきであるとい

うこと。第二は諸院宮博陸以下の所領をもとの如く本所に返付すること。第三はたとえ奸謀者であっても、斬罪は許されるべきであるというもので、この度の戦乱による平氏の敗北とかかわってのこの三条件の提案は後白河をはじめとする諸院宮博陸以下の本所などに歓迎されたことはいまでもない⁽³¹⁾。こうして頼朝は本位に復したにとどまらず、同月十四日にはかの寿永二年十月宣旨が頼朝の許に下されたのである。この結果、頼朝は東海東山両道の諸国に関しては一定の政治的権限が附与されたのである⁽³²⁾。頼朝と朝家との接触はここに一時期を画したことになるのだが、こうした接触に関しては頼朝はすでに1181（治承5）年8月に、院に密奏しているのである。それは「全無謀叛之心、偏爲伐君之御敵也、而若猶不可被滅平家者、如今昔、源氏平家相並、可召仕也」⁽³³⁾ということと「関東爲源氏進上、海西爲平氏任意、共於国宰者、自上可補」⁽³⁴⁾というものであって、朝家にとっては受け入れ易い提案であったことは確かであったが、打信された平宗盛は受け入れ難いとしてこの案は実現をみなかったのである。こうした経過からすると朝家と鎌倉殿との接近が深まるにつれて、改定された元号を鎌倉方が使用することは充分でありえたこととみてよいのではなからうか。その点では治承五年八月に程近い翌年二月に「寿永」二年二月づけの文書を頼朝が発給しているのもうなづけるのである。

元暦以降の元号に関しては鎌倉側では改定があればそれにしたがったものとみてよいが、吾妻鏡では「十六日甲申、改寿永三年爲元暦元年」⁽³⁵⁾とあって、寿永三年四月十六日の改元を以上のように記している。次の文治に関しては「十四日甲子改元、改元暦二年爲文治元年、左大弁兼光撰進之」⁽³⁶⁾とあるのみである。ところで元暦の改元は後鳥羽の「代始」によるものであり⁽³⁷⁾、文治の改元は「兵革」⁽³⁸⁾によるものであったという。次の建久に関しては「文治六年四月廿五日戊申、去十一日有改元、改文治六年爲建久元年云々」⁽³⁹⁾とあり、明年が「三合年」⁽⁴⁰⁾にあたるためであった。次の正治については吾妻鏡は闕巻のため記載はないのだが、他の記録では「建久十年四月廿七日爲正治元年、依代始也」⁽⁴¹⁾とあって土御門天皇の即位により改元となったのであった。

次の「建仁」の改元については吾妻鏡は「正治三年二月廿二日癸卯、今日改元詔書到来、去十三日改正治三年爲建仁元年云々。大夫属入道持参彼書於御所、即可令施行之由所被仰也」⁽⁴²⁾とあって、改元詔書が問注所の三善康信の許に届けられ、康信が御所に持参し、即刻実施するよう命じたという。かかる「改元詔書」が関東に届けられたのは、この時がはじめてなのか否かは断定しがたいが、少なくとも、この時には到来したものとみてよいであろう。なお、この時の改元の理由は「辛酉」の年にあたるからであった⁽⁴³⁾。次の元久については「建仁四年三月一日甲子、京都使者参。去月廿日改建仁四年爲元久元年」⁽⁴⁴⁾というもので、京都使者は改元が決まってから十日程で改元詔書を関東に届けたようである。次の建永に関しては「元久三年四月廿七日戊寅、今日有改元、改元久三年爲建永」⁽⁴⁵⁾という記述で、以前のように簡単なものとなっているが、前代と同様、改元詔書は関東に届けられたものであろう。なお、この時の改元は「依執柄事也」⁽⁴⁶⁾とあるから、この年の三月七日にかの摂政良経が頓死したことによるも

のであろう。

次の「承元」に関しては「建永二年十一月五日丙子、改元詔書到着、去月廿五日、改建永二年爲承元元年、問注所入道持参之」⁽⁴⁷⁾とある。この時は前述したように「建仁」と同様、改元詔書は問注所に到着し、御所に三善康信が届けるといった形式をとっている。次の建暦に関しては承元五年三月十九日に京都使者が到着し、改元詔書を持参したことなどを記している⁽⁴⁸⁾。なお、承元の改元は「三合」の年によるものであり⁽⁴⁹⁾、建暦の場合は順徳天皇の「代始」によるものである⁽⁵⁰⁾。次の「建保」に関しては、建暦三年十二月十五日に改元詔書が到来し、早刻、今度は大江広元が子息遠江守親廣に命じて御所に進上させたという⁽⁵¹⁾。次の「承久」の改元は建保七年四月十二日に「三合」により改元となったというのであるが⁽⁵²⁾、吾妻鏡には記載がない。「朝家」と「鎌倉」との対立が激化したからであろうか。いずれにしても、十三世紀に入った段階では「公武」の関係、なかんずく「元号」に関しては関東では受け入れ体制は整備されたかの感が認められるが、「承久」にいたって問題を生ずることになったのである。これ以降については次のところで検討したい。

註（1）吾妻鏡 養和元年七月十四日条。

この場合の改元に関する記述は吾妻鏡が後年（十三世紀の中葉から十四世紀）編集されるにあたって編者が何らかの根拠にもとづいて記したものであろう。

（2）吾妻鏡 養和元年九月十八日条。

なお、養和元年八月廿九日条にのっている「伊豆箱根両山祈禱注文」の日付は本文にある通り、治承五月八日晦日となっている。

（3）吾妻鏡 養和元年十月六日条

（4）吾妻鏡 養和元年十月十二日条。

（5）吾妻鏡 寿永元年二月八日条。

（6）吾妻鏡 寿永元年五月廿五日条。

（7）吾妻鏡 寿永元年六月五日条。

（8）吾妻鏡 寿永元年八月五日条。

（9）吾妻鏡 寿永元年十二月二日条。

（10）吾妻鏡 寿永三年正月三日条。

（11）吾妻鏡 寿永三年正月十七日条。

（12）吾妻鏡 寿永三年二月廿五日条。

（13）吾妻鏡 寿永三年三月五日条。

（14）吾妻鏡 寿永三年四月六日条。

（15）吾妻鏡 元暦元年四月廿三日条。

（16）吾妻鏡 元暦元年四月廿八日条。

（17）吾妻鏡 元暦元年五月三日条。

（18）百鍊抄 寿永二年十月九日条。

（19）吾妻鏡 元暦元年四月十日条。

（20）吾妻鏡 元暦元年七月二日条。

（21）百鍊抄 九安徳。

（22）皇帝紀抄 七安徳。

（23）百鍊抄九安徳。

（24）百鍊抄十後鳥羽。

（25）瀧川政次郎 「元號考證」120頁。

- (26) 拙稿「中世初期政治史研究」。
第五章第一節など。
- (27) 滝川氏前掲書 120～121頁。
- (28) 井上氏前掲書 30頁。
- (29) 平氏の西走は寿永二年七月であって、すでに二月の段階で「寿永」を頼朝は使用しているのである。それ故滝川、井上見解ではこの点の説明ができない。
- (30) 古事類苑 歳時部三年號上
養和、寿永、元暦の項。
- (31) 玉葉 寿永二年十月一日条。この件については九月末日には兼実は知っていた。
- (32) 百鍊抄 寿永二年十月十四日条。
- (33)(34) 玉葉 治承五年八月一日条。
- (35) 吾妻鏡 元暦元年四月十六日条。この記事は吾妻鏡の編纂者が記したものであることはあきらかである。
- (36) 吾妻鏡 文治元年八月十四日条。左大弁兼光撰進とあるが、この場合、何を典拠にして記したのであろうか。
- (37) 百鍊抄十 後鳥羽では、「寿永三年四月十六日改元、依代始也」とある。
- (38) 百鍊抄十 後鳥羽では「火災地震」としているが、「一代要紀」(後鳥羽)では本文にみるように記している。吾妻鏡では前回と同じく改元理由は記していないが、前述の如く撰進者名を記している。
- (39) このときは撰進者名は記入していない。
- (40) 百鍊抄十 後鳥羽では改元理由をそのように記し、文章博士光輔が勸申したとある。
- (41) 百鍊抄十一 土御門。
- (42) 吾妻鏡 建仁元年二月廿二日条。
1201年(建仁1)二月は頼朝が死去して二年程経過したことになる。
- (43) 百鍊抄十一 土御門。
- (44) 吾妻鏡 元久元(建仁四)年三月一日条。なお百鍊抄十一、土御門では「元年甲子二月廿日、有革命并改元定」とあって、「甲子革命」による改元であると記している。
- (45) 吾妻鏡 元久三年四月廿七日条。
- (46) これは「一代要紀」や「皇代記」(ともに土御門)。例の百鍊抄では「赤斑瘡」によるとある。
- (47) 吾妻鏡 建永二年十一月五日条。改元の理由は、百鍊抄十一土御門の項では「三合」によると記している。
- (48) 吾妻鏡 承元五年三月十九日条。
- (49) 註(47)に同じ。
- (50) 百鍊抄十二 順徳などによれば順徳天皇の即位によるものである。
- (51) 吾妻鏡 建暦三年十二月十五日条。
- (52) 百鍊抄十二 順徳。

〔2〕 承久の乱以降の元号

貞応四年四月十三日に「改元」が行われたがこれは後堀河天皇の即位(代始)によるものであった⁽¹⁾。何故か吾妻鏡にはこの件についての記載がない。次の「元仁」は「天変炎旱」により貞応を改元して「元仁」としたのであるが、吾妻鏡では「貞応三年十二月四日(中略)、改元詔書到来、去月廿日改貞応三年爲元仁元年云々、式部大輔爲長卿撰進、詔書者、彼子息大内記長貞書之云々」⁽²⁾とある。「嘉禄」に関しては「吾妻鏡脱漏」の条によるためか元仁二年五月二日に京都使者が到来し、元仁二年を嘉禄元年に改めたと簡単に記しているに過ぎない⁽³⁾。

だが、この「元仁」を改めて嘉禄とすることに関しては武家側では注文をつけたようである。かの藤原定家は泰俊朝臣を招いて談じた折りに「来廿日可有改元云々、被秘此事云々、不知其由、是元仁不快之由、武家去年答申之故、早速可改之由、有内々議由所聞也。無識之議定、又以同前歟」（傍点筆者）と記している⁽⁴⁾。つまり、前年より武家方から「元仁」の元号は不快であると咎められたため改元することになり、内々に議すと聞いた定家は「無識之議定」といって批判しているのである。こうして同月二十日に「改元」があり、勸文はまだみていないが定家は「年号毎日難改、不改乱政ば、有何益」⁽⁵⁾と批判している。つまり、元号（年号）をなんぼ改めても、乱政を改めなければ何の益があらんというわけである。翌日、伝聞で「嘉禄」と決定したことと「依病患改之」と記している⁽⁶⁾。つづいて「輕カロク尤可謂大切、輕重輕、受歟、但於王威如何、誰人所举歟」⁽⁷⁾と述べ、嘉禄（カロク）を「輕」に引き懸けて批判しているのである。こうした朝家に対する武家方の対処の仕方は、すでに1186（文治2）年の内大臣藤原実定以下にあてた頼朝消息にあきらかなのである。つまり、「天下之政道」は「群卿之議奏」によって行われるべきであり、君主が存在している以上、議奏公卿は私なく諛ずに賢慮をめぐらして沙汰すべきであるといっている。第二は関東の鎌倉殿は「武器之家」を稟けている身であり、この点より「朝家」に奉仕することにあるのだが、久しく遠国に住んでいることもあって、いまだに「公務」の子細については知らないし、たとえ知っていたとしても全くその任でないからそうした沙汰をすることはできない。ただし「朝家」としてはいったん実施することになったからには頼朝の申状であつても理不尽な裁許はするべきでなく、諸事にわたって「正道」に行われるものと承知しているところである。だが、第三に、たとえ「勅宣院宣」が下されたことでも朝のため世のため違乱の発端となることに対しては再三にわたって覆奏するといっているのである⁽⁸⁾。つまり、思っていて申しあげないのは「忠臣之礼」にはずれるからというわけである。こうして武家権門としての幕府はこの立場を踏襲しているのであって、後年のことではあるが、かの1221年の承久の乱の場合をあげることができる。この年の五月十五日、平義時は勅命に背き「天下政」をみだしたとして五畿七道に追討宣旨が下されたが⁽⁹⁾、一ヶ月後に武家の勝利が確実となった六月十七日には「今日、以大夫史国宗、爲御使、可鎮狼籍之由、被仰武士、行向六条河原、義時朝臣還任本官、可召返追討宣旨之由、被仰下之云々」⁽¹⁰⁾というところで、北条義時は「本官」に還任となり、追討宣旨を召し返して取消しにしているのである。さて、この貞応～元仁段階では六波羅探題もかなり整備され、臣下の立場からではあれ、承久以後は種々注文をつけることが可能となつたであろう。ところで、元号に関しては吾妻鏡でみるかぎりではごく初期には若干の混乱はみられたものの大過なく経過してきたようにみられるが、「元仁」の例は全くの例外ということにはならないであろう。この定家の批判に関連していえば、現実の社会の状況や政治の実態とかかわって、「元号」とその「文字」の選択にあたっては武家方にかぎらずしばしば批判の対象になっていたことは確実なのである。次の安貞では「嘉禄三年十二月廿五日庚午、六波羅飛脚到来、持參改元詔書、去十日改嘉禄三年爲安貞元年云々

(中略) 廿六日辛未、於政所而被行改元吉書也⁽¹¹⁾とある。この「安貞」で注目されるのは「六波羅飛脚」が改元詔書を政所に持参していること、さらには以前の「京都使者とあったのと異って「六波羅飛脚」とあることである。とくに後者については「改元詔書到来」とか「京都使者到来」といった場合でも、承久以降では「六波羅飛脚」の任となったものではなかろうか。幕府の地位の確立とともに「朝家」と「幕府」との交渉・交流が活発となり、頼朝の雑色などが飛脚の役割を果たしたことについては、かつて論じたことがある。⁽¹²⁾ ところでもう一つの点は政所で改元吉書の儀が行われたことである。吉書とは吉日良辰を選んで奏聞した儀礼文書のこと、平安以後、改元、年始、讓位、代替など事が改った時に奏聞した文書のことをいう。こうした「朝家」にはじまる改元の吉書始がこの時あたりから幕府でも行われたということが注目される。とすればその意義はどの辺りにあるかということが問題となろう。武家ではかかる吉書奏は年始、將軍襲職、官位昇進、新所移徙、そして改元の時などにも行われたのである。鎌倉幕府での吉書始の早い例としては、1187(元暦1)年十月の新造公文所の吉書始であるが、吾妻鏡はその模様を以下のように記している。

六日辛酉、自去夜雨降、午尅属霽、未尅、新造公文所吉書始也、安芸介中原広元爲別當着座、齊院次官中原親能、主計允藤原行政、足立右馬允藤内遠元、甲斐四郎、大中臣秋家、藤判官代邦通等、爲寄人參上、邦通先書吉書、廣元披覽御前、次相模国中神領佛物等事沙汰之、其後行垵飯、武衛出御、千葉介経営、公私有引出物、上分御馬一疋、下各野劔一柄云々⁽¹³⁾

これからこの時の武家の吉書始を知ることができる。吉書始のあと「垵飯」が行われているのは、如何にも関東風ということができよう。もう一例をあげておけば、1191(建久2)年正月十五日に吉書始が行われている。吾妻鏡は簡単に「十五日甲子、被行政所吉書始、前々諸家人浴恩澤、或被載御判、或被用奉書、而今令備羽林上将給之間、有沙汰、召返彼状、可被成改于御家人之旨被定云々」⁽¹⁴⁾とある。いずれにしても、六波羅飛脚がこの時から改元詔書を鎌倉に持参したのだとすれば、その前に「朝家」より六波羅に告知されていたことになる。またこのあたりから鎌倉でも「改元吉書始」が行われるにいたったということであろうか。

次の「寛喜」は有名な大飢饉により改元となったのであるが「寛喜元年己丑三月五日改元依飢饉天変也」⁽¹⁵⁾と記されている。吾妻鏡では前述の「安貞」の時と同様に、「安貞三年三月廿五日(中略)、於政所有吉書始、信濃二郎左衛門尉爲武州御共持參御所、被覽御前云々、去五日改安貞三年爲寛喜元年、大蔵卿爲長卿撰進之云々」⁽¹⁶⁾とある。もっとも、この年では改元詔書を誰が届けたのかの記述はないが、「寛喜」の元号は大蔵卿爲長が撰進したと記している。次の「貞永」とその次の「天福」に関しては「改元詔書到来」⁽¹⁷⁾あるいは「改定詔書到着」⁽¹⁸⁾とあって、寛喜四年を改めて「貞永」元年となったこと、貞永二年を改めて天福元年となったことを記すのみで、吉書始についての言及はない。もっとも、「天福」の方は例によって「寛喜」のときと同様に、大蔵卿爲長が撰進したとある。次の「文暦」については何も記していないが、百鍊抄では「十一月五日庚子、有改元事、天福字自始世人不受、諒闇相統、爲其徴之由口遊、

但諒闇中其例希云々⁽¹⁹⁾とあって、始めから世人には評判が悪く、諒闇が相続くのはその徴(兆)候だといった「口遊」(冗談や悪口)などがあったと述べている。別の記録では「天福といふ年号は大蔵卿爲長撰申たりけるを、陣の定の時諸卿一同したりけるに、頼資卿難申程に、大納言定通卿と仗座にて口論に及けり、つゝに天福に定たれば、同二年打続き上皇の御事ありて諒闇相續すること、これぞはじめてに有ける。淺ましける年号也。さて十一月五日文曆とあらたまる。諒闇中に改元の事、遠くは延暦佳例なれども、近くは養和例不吉に覺侍りき、此外は其例も侍らぬにや⁽²⁰⁾とある如く、「元号」の文字も現実の吉凶などの反映とみて議論にもなっているのである。

次の「嘉禎」は「天変地震」⁽²¹⁾により改元となったのであるが、吾妻鏡は「文曆二年十月八日丁酉、改元詔書到来、去月十九日、改文曆二年爲嘉禎元年云々、十四日癸卯、於政所有改元吉書始之儀云々⁽²²⁾とあって、政所で詔書到来後六日程して「吉書始之儀」が行われたとある。次の「暦仁」は「天変」⁽²³⁾による改元で、嘉禎四年十二月九日に京都使者が参着したこと、去月廿三日に嘉禎四年を改め暦仁元年とし経範朝臣が撰進したなどと記している⁽²⁴⁾。次の「延應」についてみると、「暦仁」の場合とほぼ同じなのだが、百鍊抄では延應元年二月七日改元で「二月七日丁未、有改元事、暦仁世俗云、略人有憚、且上下多有夭亡之間、仍改延應了。但猶依變災改元之由、被仰詔書⁽²⁵⁾とある。興味深い点は世俗では「暦仁」を「略人」にひっかけて憚り有りといっていることと「延應」にも言及があることである。次の「仁治」と「寛元」については前者は京都使者が参っていうには、去る七月十六日改元があり、延應を改めて仁治としたこと⁽²⁶⁾。後者は京都使者が到着し、改元詔書を持参してきたが、去る仁治四年二月廿六日に仁治四年を改めて寛元元年としたとあるのみである⁽²⁷⁾。次の「宝治」と「建長」はともに吾妻鏡には記載はなく、後者は改元のところが闕巻となっている。前者は後深草天皇の即位による改元であり⁽²⁸⁾、建長と改元したのは内裏火災など「天変火災」によるものであった⁽²⁹⁾。次の「康元」と「正嘉」については前者は改元詔書が到来し、去る十月五日に建長八年を「康元元年」としたこと⁽³⁰⁾。後者は改元詔書が到着し、去る三月十四日に康元二年を改めて正嘉元年としたと記しているのみである⁽³¹⁾。なお、前者は「赤斑瘡」⁽³²⁾により、後者は官庁以下の炎上により改元となったのであった⁽³³⁾。次の「正元」は正嘉三年三月廿六日に改元となっているのだが、このときの改元も吾妻鏡にはない。次の「文応」は以下のようなもので、例えば以前の「嘉禎」と同様な記載となっている。つまり、「正元二年四月十八日乙卯、今日改元詔書到来、去十三日改正元二年爲文応元年、文章博士在章撰進云々、依御即位也、廿二日巳未、於政所被行改元吉書⁽³⁴⁾とあって、龜山天皇の即位改元であるとも記している。次の「弘長」に関しては「改元詔書」が参着し、文應二年を改めて弘長元年となすと記すのみであるが⁽³⁵⁾、この年の改元は「辛酉」の年であったがためであった⁽³⁶⁾。かかる改元は60年前の「建仁」の場合がそうであったことは前述した。

さて、文永以降の元号は吾妻鏡ではみられないので、他の史料で検討することにしたい。と

ころで問題の「文永」であるが「弘長四年二月廿八日癸酉，有仗議，今年甲子當革命否事，公卿左大臣実経前撰政，右大臣基平二上，上卿已下十三人參仕，次有年号勸者宣下，次被行改元定，已上上卿二条大納言良教，已次公卿左大将冬忠，已下十人參仕，改弘長爲文永，依革命也，勸者六人，文永号式部権大輔在章擇申，或作大輔良頼謬矣，赦令吉書奏官方權右中弁資宣奏之，等如恒⁽³⁷⁾とあって都での改元の次第が記されている。この記述から中央では「赦令」が行われたことが解る。次の建治は後宇多天皇の即位による「代始」の改元で，続史愚抄では「赦令」に関しては記載がない⁽³⁸⁾。次の「弘安」の改元は「病事流布」(疾疫)によるもので，「赦令如恒」とあるから，赦令は行われたのであろう⁽³⁹⁾。なお，「病事流布」については，冬定卿記に「今日改元定云々，自去年春夏之比，世間病惱，死人満道路，仍及御沙汰⁽⁴⁰⁾」とある。次の「正應」は「改弘安爲正應，依代始也，勸者五人，吉書奏如恒」とある。伏見天皇の代始による改元であるが，赦令の方は行われなかったようである⁽⁴¹⁾。なお，その正應は「貞応」「元仁」「嘉祿」と決定されたさい候補として勸進されていたが，この程ようやく認められたことになる。次の「永仁」については「改正応爲永仁，依天変，地変，炎旱等也⁽⁴²⁾」とあり，この年の四月十二日に「関東大地震」があったという⁽⁴³⁾。このときの改元にあたっては「赦令吉書奏」は恒の如くであったという。次の「正安」は後伏見天皇の代始による改元で「改永仁爲正安，依代始也⁽⁴⁴⁾」とあり，「吉書奏如恒⁽⁴⁵⁾」とのみあるから赦令は行われなかったようである。さらに次の「乾元」も「改正安爲乾元，依代始也」とあって「吉書奏如恒」ともある⁽⁴⁶⁾。このときは後二条天皇が即位したのである。次の「嘉元」については「赦令吉書等如恒，依天変按公茂公記替星事歟，及炎旱按去今年歟，改乾元爲嘉元⁽⁴⁷⁾」とある。次の「徳治」については「天変」(変異)による改元で赦令吉書奏は常の如くであったという⁽⁴⁸⁾。次の「延慶」は「改徳治爲延慶，依代始也，勸者四人，延慶号前中納言俊光卿擇申，詔書吉書奏等，按察大納言実泰奉行⁽⁴⁹⁾」とある。さらに次の「應長」については「改延慶爲應長，依天下疫病也，勸者五人，前藤中納言俊光卿爲人数，應長号勸解由長官在兼，擇申，赦令吉書奏等如恒⁽⁵⁰⁾」とあるが，冬定卿記によると「應」という字は「甘心」しないなどの異論があったようである⁽⁵¹⁾。勿論，難陳では種々議論があったに相違ない。次の「正和」は「改應長爲正和，依天変地震等事也」ということで，赦令吉書奏は恒の如く行われたという⁽⁵²⁾。次の「文保」は「依地震改正和爲文保」したということであり，「赦令吉書奏」も行われたという⁽⁵³⁾。

次の「元享」は辛酉の年にあたるため「今年辛酉當革命否被行仗議，公卿太政大臣通雄，已下十人，上卿内大臣師信參仕，次被行改元定，上卿内大臣師信，已次公卿吉田大納言定房，已下九人參仕，群議趣被奏法皇者，依辛酉改元應爲元享，勸者二人，元享字文章博士資朝朝臣擇申，赦令吉書奏等如恒⁽⁵⁴⁾」とあって，今年は辛酉の年であるから革命に當るか否か仗議が行われたとある。この60年前の「文應」を「弘長」に改元するにあたって，「今年辛酉當革命否於陣議定⁽⁵⁵⁾」され，結局はこの場合も「改文應爲弘長，依革命也⁽⁵⁶⁾」という理由で改元されている。もっとも，佐藤進一氏は後醍醐天皇の先例と伝統を無視した改元の仕方について，「建武」に言及したあとで，『即位四年目の元享改元に辛酉革命を否定し，同七年目の正中改元に甲子

革命を否定して、どちらも他の理由によって改元している。つまり醍醐朝に始まった辛酉革命、村上朝に始まった甲子革命をかれは否定したのであって、この点は、かれのかかげる「延喜（醍醐朝）・天曆（村上朝）の盛大にかえれ」というスローガンがけっして額面どおりのものでない⁽⁵⁷⁾とっておられる。この点は「続史愚抄」では「元享」と改元したのは辛酉革命により改元とされているが⁽⁵⁸⁾、同書では正中については「九日丁酉、被行改元定、上卿左大臣冬教、輕服、已次公卿春宮大夫公賢、已上八人參仕、改元享爲正中、非今年甲子故、依風水及天下不靜也」⁽⁵⁹⁾（傍点筆者）と記していて、この年の改元が甲子によるものでないことを強調している。なお、「元享」ならびに「正中」の改元には「赦令及吉書奏」は恒の如く行われている。次の「嘉暦」でみると「改正中爲嘉暦、依天変地震疾疫等也」⁽⁶⁰⁾とあって、赦令吉書は恒の如く行われた。次の「元徳」は疾疫による改元であり⁽⁶¹⁾、またその次の「元弘」については「依疾疫流行改元徳爲元弘、勘者三人、今度依無可被用之字被擇出前左大弁三位在登旧勘之中元弘字者、無詔書、大外記某私注遣関東云、後日於鎌倉有議、非詔書施行之間、於武家者猶可用旧号云」⁽⁶²⁾（傍点筆者）とあって、武家＝鎌倉では手続上の問題を理由に「旧号」（元徳）を用いて「元弘」の号を用いなかったという。幕末にいたって関東ではこのような態度をとったということは注目される。

以上、承久の乱以降、1222（「貞応」）年から1331（「元弘」）年の元号を問題としたわけであるが、「文永」（1264年）以降は「続史愚抄」により、それ以前は吾妻鏡などを中心に検討してみたわけである。これでいえることは前代と比較すると関東での「元号」にかかわる儀礼が一段と整備されてきたといえる。1201（正治3）年、「建仁」の改元詔書は間注所の三善康信に届けられ、1211（承元5）年の「建暦」の改元詔書は政所に届けられたことは前述した。いずれの場合も、そこから御所に注進されたのだが、この期になってからは、とくに1227（嘉禄3）年に「安貞」の改元詔書が政所に到来したときには翌日政所で「改元吉書始」が行われ、以後こうした手順で鎌倉でも行われたとみてよいのではなかろうか。ただ、1264（文永1）年の「文永」以降については本稿では主として「続史愚抄」によっているもので、鎌倉の事情についてはほとんど記すところがない。ところで鎌倉方も北条執権体制下では吾妻鏡でみるかぎりでは六波羅からの改元詔書をうけて大過なく施行されたとみえるのであるが、「嘉禄」に決めるにあたっては前述のように武家方から異議が出され「元仁」を改めて「嘉禄」としたのである。その意味では鎌倉方の立場から非公式といった方式であれ意見を具申したことが他にもあったかも知れないのである。決められた「元号」そのものに対しても、内外での異論、批判のあったことは「口遊」とか「世俗」の考え方がいくつかの記録などにも紹介されているし、少なくとも「正中」の改元では「先例」を無視して別の理由で改元が行われたことがあったのである。再言することになるが、武家方としては個々の批判はあったとしても、全体としてはこれを受け入れ、忠実に履行したとってよいのではなかろうか。もっとも、鎌倉の最末期にいたって関東では「元弘」の「元号」を用いず旧号である「元徳」が使用されたというが、1332（元弘）

年3月には北条高時に擁立されて後伏見天皇第一皇子光厳天皇が即位し、翌月に改元をしている。その経過についてみると元弘二年四月十日に「可被行改元定而延引，自鎌倉有言旨，因以按察使資名爲勅使，被預前関白道平，御子左中納言爲定，中納言中将良基，洞院中納言実世，等干各其父^{謂籠居}，万里小路前大納言宣房，被放免出仕」⁽⁶³⁾とあり，十六日にもまた改元定が延期となっている⁽⁶⁴⁾。こうして廿八日になって「次有改元定，上卿已下同前，改元弘爲正慶，依代始也。勸者五人，正慶号式部大輔長員，擇申，吉書奏如例，奉行蔵人左馬頭親名，主上密聞食仗議於内衙門内^{関白冬教祇候}，此日，年号有院奏」⁽⁶⁵⁾とあって，この度の年号定めが関東より言旨があつて難行したことが解るのである。これはこの年の3月に幕府は後醍醐天皇を隠岐に流したことによる。これ以降の「元号」については項を改めて検討することにした。

註 (1) 一代要記後堀河，貞應の改元は後堀河天皇の即位による改元である。

(2) 元仁元年（貞応三）十二月四日条。

(3) 嘉禄元年（元仁二）五月二日条。

(4) 明月記 嘉禄元年四月十五日条。

(5) 明月記 嘉禄元年四月二十日条。

(6)(7) 明月記 嘉禄元年四月廿一日条。

(8) 吾妻鏡 文治二年四月三十日条。

(9) 吾妻鏡 承久三年五月十九日条。

(10) 百鍊抄十二 承久三年六月十六日条。

(11) 吾妻鏡 安貞元年（嘉禄三年）十二月廿五日条及び廿六日条。吾妻鏡ではめずらしく改元の理由として，今年は「三合」に相当する年であるとともに「赤斑瘡流布」により「人庶多以病死之間」のため改元となったといっている。

(12) 拙稿 「鎌倉御家人」一とくに「文士」について— (2)

(13) 吾妻鏡 元暦元年十月六日条。

(14) 吾妻鏡 建久二年正月十五日条。

(15) 一代要記 後堀河

(16) 寛喜元年（安貞三）三月廿五日条。

(17) 貞永元年（寛喜四）四月十四日条。

(18) 天福元年（貞永二）四月廿三日条。

(19) 百鍊抄十四 文暦元年十一月五日条。

(20) 五代帝王物語 四条。

(21) 一代要記 四条。

(22) 吾妻鏡 嘉禎元年（文暦二）十月八日条。及び十月十四日条。

(23) 百鍊抄十四 暦仁元年（嘉禎四）十一月廿三日条。

(24) 吾妻鏡 嘉禎四年（暦仁元）十二月九日条。

(25) 百鍊抄十四 延応元年二月七日条。

(26) 吾妻鏡 仁治元年（延応二）七月廿七日条。

(27) 吾妻鏡 仁治四年（寛元々年）三月二日条。

(28) 皇代記 後探草。

(29) 百鍊抄十六 建長元年（宝治二）三月十八日条。一代要記 後探草。

(30) 吾妻鏡 建長八年（康元元年）十月九日条。

(31) 吾妻鏡 康元二年（正嘉元年）三月十八日条。

(32) 百鍊抄十七 康元元年十月五日条。

- (33) 百鍊抄十七 正嘉元年三月十四日条。
 (34) 吾妻鏡 正元二年（文応元年）四月十八日条及び廿二日条。
 (35) (36) 吾妻鏡 文應二年（弘長元）二月廿六日条。
 (37) 続史愚抄 弘長四年（文永元年）二月廿八日条。なお、この年が「甲子」の年にあたるため、十三日に「革命定」を行うことになっていたが、延期となった。さらに廿五日の「革命定」が延期となり、廿八日になったのである。延期が何故かは明示されていない。
 (38) 続史愚抄 文永十二年（建治元）四月廿五日条。
 (39) 続史愚抄 建治四年（弘安元）二月廿九日条。
 (40) 改元部類記では、本文にいう冬定卿記を引用している。
 (41) 続史愚抄 弘安十一年四月廿八日条。
 (42) 続史愚抄 正応六年（永仁元）八月五日条。
 (43) 一代要記 伏見。
 (44) (45) 続史愚抄 永仁七年（正安元年）四月二五日条。
 (46) 続史愚抄 正安四年（乾元元年）十一月廿一日条。
 (47) 続史愚抄 嘉元元年（乾元二年）八月五日条。
 (48) 続史愚抄 嘉元四年（徳治元年）十二月十四日条。
 (49) 続史愚抄 徳治三年（延慶元年）十月九日条。
 (50) 続史愚抄 延慶四年（應長元年）四月廿八日条。
 (51) 改元記には冬定卿記延慶四年四月廿八日条を引用して以上のことを述べている。
 (52) 続史愚抄 応長二年（正和元年）三月廿日条。
 (53) 続史愚抄 正和六年（文保元年）二月三日条。
 (54) 続史愚抄 元応三年（元享元年）二月廿三日条。
 (55) (56) 続史愚抄 文應二年（弘長元年）二月二十日条。
 (57) 佐藤進一 「南北朝の動乱」日本歴史9, 中公文庫 五十一頁。
 (58) 続史愚抄 元応三年（元享元年）二月廿三日条。
 (59) 続史愚抄 元享四年十二月五日条。
 (60) 続史愚抄 正中三年（嘉暦元年）四月廿六日条。
 (61) 続史愚抄 嘉暦四年（元徳元年）八月廿九日条。
 (62) 続史愚抄 元徳三年（元弘元年）八月九日条。
 (63) 続史愚抄 元弘二年四月十日条。
 (64) 続史愚抄 元弘二年四月十六日条。
 (65) 続史愚抄 元弘二年四月廿八日条。

〔3〕南北朝室町期の元号

1334（元弘4）年正月の二十三日に立太子の儀が行われ皇太子にえらばれたのは十才になる恒良親王であった⁽¹⁾。その一週間後の正月二十九日に「建武」と改元されたのである⁽²⁾。佐藤進一氏は前掲書のなかで、「新年を期して年号を改めて、人心を一新するとともに、新年号には、篡奪者鎌倉幕府を倒して、王朝を復興した偉業を的確に表現する文字を用いて、新政の意義を天下に示したいというのが後醍醐の考えであった」とされ、つづけて皇年代略記の「挽乱反正」（乱を挽めて正にかえす）の言を引いて、この意を表現する年号、それも中国の歴史に照らして、これに適合する中国の年号を採用せよと指示し、それによって藤原藤範・菅原在登、同在淳ら、明経道（儒学）・文章道（漢文学）の学者が選び出した「建武」「大武」「武功」

などの中から「建武」が採用されたといっておられる⁽³⁾。これについては太平記では「元弘三年七月ニ改元アリテ建武ニ移サル・是ハ後漢光武，治王莽之乱，再統漢世佳例ナリトテ，漢朝ノ年号ヲ摸ケルトカヤ」⁽⁴⁾と記している。以上とは若干異なっているが続史愚抄では天下一統後の元号に関して「廿九日戊午，被行改元定，上卿右大臣長通，依擾乱歸正，改元弘爲建武，勸者六人，建武号前民部卿藤範擇申，今度元号，不拘本文善悪，當時儀，以協異朝例，兼日召儒卿及博士等勸文之上有議，而建武大武武功等三字被擇出，依天長例，博士在淳朝臣在成等連署，付奉行職事云，有赦令吉書奏如恒（下略）」⁽⁵⁾と記している。このように「建武」は中国の古典の中から佳字を選んで定めたのではなく、中国の元号から選んだことが認められるのである。いずれにしても、「元号」の文字はこの場合、時代を反映した内容なり制定者の意志が明確に貫徹しているのである。しかし、この「建武」も兵革により「延元」に変えているのである。続史愚抄は「(建武三年二月) 廿九日丙午，被行改元定，上卿右大臣，公賢，已次公卿中宮大夫具親，已下九人參仕，依兵革，改建武爲延元，勸者三人，延元号武部大輔長員擇申，有赦令吉書奏等如恒（下略）」⁽⁶⁾とある。この年の五月には湊川の戦いで楠木正茂らが敗死し⁽⁷⁾，八月には尊氏は光明天皇を擁立し幕府を開き，建武式目を制定しているのである。かくして同年十二月には後醍醐天皇は吉野に逃れ，「南北朝」時代が始まることになるのだが，元号に関しては五月末に「廿九日甲戌，足利前宰相尊氏，率大軍入京屯東寺，奏自今日可有御政務由于上皇光嚴院，即罷延元用建武号，武家申行者，世以稱重祚」⁽⁸⁾と記している。かくしてこの件に関し，別の記録では「建武三年二月廿九日改元，延元ト号ス（中略）十二月廿二日，先帝花山院ヲ忍ビ出サセ給ヒ，吉野へ入御（中略）京都ニハ延元ノ号止テ，建武ノ曆ヲ用ユ，建武四年，先帝ハ吉野ニ御座，延元二年ヲ用ラルト云々」⁽⁹⁾とあって，南北で異った「元号」を用いることになっているのである。なお，この年の八月に尊氏が光明天皇を擁立したことに関しては前述したところであるが続史愚抄では以下のように記している。

「(八月) 十五日戊子，(後伏見院第二皇子)，無品豊仁親王爲院猶子有元服，次依院宣押被行踐祚禮，雖兵乱中難默止，足利前宰相尊氏，申行之」⁽¹⁰⁾とあって，このように尊氏によって強行されたのである。「元号」に関しては，このときにも「延元」を罷めて「建武」を号したことについては「自去五月上皇御政務如斯，而依踐祚更被仰者」とあって，踐祚により「延元」の元号を罷めて「建武」を用いるよう更に仰せられたとある⁽¹¹⁾。こうしてこのあと建武五年=1338年「代始」により改元があり「暦応」としたのであるが⁽¹²⁾，神皇正統記はこの件に対して「扱も旧都には，戊寅の年の冬改元して，暦応とぞいひける。芳野の宮には，本の延元の号なれば，国々も思ひ思ひの年号なり，もろこしにはかゝるためしおほけれど，此国は例なし」⁽¹³⁾といっている。かしくて北朝では四年程して暦応五年四月廿七日に「天変地妖瘡等」により「康永」と改元している⁽¹⁴⁾。さらにいわゆる北朝に関しては1345（康永4）年10月21日，「天変水害疾疫等」⁽¹⁵⁾により「貞和」と改元しているのである。ついで1350（貞和6）年2月27日には崇光天皇の「代始」により「観応」と改元している⁽¹⁶⁾。「細々要記」によれば「貞和六年二月廿七日，京都改元，観応元年ト云ト云々，観応二年，南方正平六年十一月四日，南方御合

体ニツキ、正平六年ヲ用ヒ、観応ノ号ヲ止メラルト云々⁽¹⁷⁾と南方（南朝）と関連させて記している。このように1351年には足利尊氏方が南朝と和睦することになり、両者はともに「正平六年」としたことがあるが、翌年には「正平七年九月廿七日、京都改元アリテ文和元年トス、去年冬ヨリ南方正平ヲ用ユルノ所、御和睦ヤブル、ノウヘ、新帝後光厳位ニツカセ給フニヨリ、改元アリト云々⁽¹⁸⁾」ということで、足利尊氏らは「文和」⁽¹⁹⁾を用いることになっているのである。ところで、1350（観応1）年十一月中旬になって武家内部に分裂の事態が生じ、足利尊氏は直義追討論旨を賜うよう院に要請している。これに対して園大暦は「前左兵衛督入道直義、有陰謀企由武家奏之、因自院賜追討論旨於將軍^{尊氏前}大納言、又賜公家御旗⁽²⁰⁾」（傍点筆者）と記している。

しかもその半年餘り後の尊氏と直義との和睦なるにさいしては「世務」は直義が存知するところとなっているのである⁽²¹⁾。もっとも、これは一時的で十月には直義を追討するため尊氏は関東に発向することになるのだが、数日後の七日には「今日、被奉廢北帝崇光院、皇位及直仁親王皇太子位、又宜停観応二年号用正平六年由宣下⁽²²⁾」とあるように南朝の「正平」の元号を使用することになっているのである。南北の分裂のほかはこの間、武家内部の対立が起り、「元号」の停止や叛徒征討には「公家御旗」（錦御旗）を必要としたようである。ところでこの間の「元号」については改元結果を簡潔に記した「続史愚抄」などを主に検討対象にしてきたのであるが、他の記録などからも一定の検討を行ってみよう。「暦応」の改元にあたって、菅原公時は今度の改元にあたり使用すべきではない「文字」に関して武家方より子細を申しているのか否かといった質問をしたところそのようなことはないといったあとで「先日伝聞、左武衛以事次、申遣堀河大納言許、今度可被用文字云、是守文之義、又文武並用之上者、文字尤爲簡要之由申之⁽²³⁾」ということであるから、今回も武家方（直義）としては「朝家」方に注文をつけているとみてよいであろう。第二の点はこの観応擾乱期では三つの「元号」が併立して使用されたことは有名な事実である。つまり、尊氏のために京都を追われた足利直冬とそれに服する武士は1350年に改元された「観応」を用いず、その前の「貞和」を用い、正平一統の期間（正平六～七年）を除けば、幕府（尊氏）・北朝は「観応」、南朝は「正平」、直冬は「貞和」と三つの元号が併立していたのである。試みに「後鏡」所収の文書でみると直冬の発給文書（例えば三戸屋文書）は、「貞和六年」といった具合であり、尊氏発給文書⁽²⁴⁾（例えば小笠原文書）は「観応元年」となっており、南方より足利直義に下された宣旨は（太平記）「正平五年」となっている⁽²⁵⁾。この場合、足利直冬の「観応」元号の使用拒否は尊氏と直義・直冬の対立に起因しており、一面では天皇権威のシンボルとしての性格が後退したといってもよいが、両者の競合により「元号」そのものの権威は、かえってたかめられている点はみておく必要がある。というのは尊氏側は勿論のこと、直冬側にしても、改元された元号に対しては拒否しているものの、相変らず以前の元号などを使用しているのである。ところで、いわゆる南朝年号については、ほとんど言及していないことについて、一言、断わっておきたい。古事類苑の歳時部三の「年号」上下には元号に関する史料をまとめてあって便利なのだが、南朝年号

に関しては確かな「史料」がなく苦慮しているのである。例えば「興国八年」より「正平」に改元したことについても、南山巡狩録を引いて、「太平記より推考、南朝編年記略に、吉野文書及び南方紀伝を引て、七月廿四日正平改元ありしといふ。しかれども流布の南方紀伝には所見なし。竹口栄齋いかなる本によれるにや⁽²⁶⁾」といった具合なのである。「正平」の「元号」にしてこのようであるから、柳原紀光の「続史愚抄」にしても、永和元年五月、或記として「南方改文中四年爲天授元年云、未詳⁽²⁷⁾」とあるのみであり、至徳元年四月でいえば「或記、此日南方改弘和四年爲元中元年云未詳⁽²⁸⁾（傍点筆者）」とあって、「天授」と「元中」の元号の出典は未詳といっているのである。以上のことからいわゆる「南朝元号」を確実にあきらかにするのには大きな困難をとまなうものようである。

次に「観応」以降でみると、1353（文和2）年六月の初め、南軍の楠木正儀らが西南より数千の軍兵を率いて入京したため、足利義詮は後光厳天皇を奉じて逃れ、九月になって関東より上洛の尊氏を近江鏡駅に出迎え楠木正儀らを退京させたことがあるが、この間の都での元号に関して六月中旬には「自頃日世上又罷文和号用正平号⁽²⁹⁾」と記している。ところが九月末になって楠木正儀らが退京し尊氏が後光厳天皇を奉じて入京するに及んで「九月還幸、尤爲佳例、自今日世上又罷正平号用文和⁽³⁰⁾」と記している。翌年の三月には南方将左兵衛佐直冬以下が洛中の東寺陣を引き払って西国に逃れ、尊氏の軍兵が東寺宝蔵に入るに及んで前年の九月と同様なことを記している。即ち「自今日、世上又用文和号」というのである。なお、後光厳天皇が近江の延暦寺から帰洛したのは尊氏らの洛中入りから二週間程たった三月廿八日であった。ところでこの1352年の「文和」の改元は「即位已前改元不打任事也、而可有沙汰之旨、武家申之、剩及催促、依之、先日被問諸卿⁽³²⁾（傍点筆者）」という理由から改元定めが行われたといっている。このあとの元号は兵革により「延文」となったが、六年目の1361（延文6）年三月廿九日には「庚安」と改元になっている。これに関して太平記は「庚安」に改められたその夜に四条富小路より火災が起きて四方八十六町まで焼失したため、改元の始めにこのようなことが生じたのは「不吉」の表示であるからこの年号（元号）はよろしくないという人が多かったのだが、「武家既ニ宣下ヲ承テ、国々へ施行シタルヲ、何シカ又改元アラン条、其例ナシトテ（下略）」⁽³⁴⁾ということでこの年号を用いることになったという。

以上の二例からあきらかなことは武家の発言権が元号に関しても、強力であることが解る。次の「貞治」の改元については「寛安」「貞治」の二つについて執柄に勅問されているのだがその返事は「貞治文、利武人之貞志治也云々、聊以有憚、然而近日大軍発向時分、武人利口叶時儀、依炎旱改元之時、如水字被用、貞治可然歟之由被申云々（下略）」⁽³⁵⁾とあって「天変妖地兵革」⁽³⁶⁾により改元となったのである。ここにも「武家」の意向をそんたくしていることがわかるのである。次の1368（応安）年の改元については、幕府の具体的なかわり方を知ることができる。つまり、「斎藤四郎右衛尉可参侍所之由、被仰出之、改元吉書施行（武蔵、相模、伊豆）持参之、斎藤四郎右衛門尉（于時政所執事代）同日被仰関東了」⁽³⁷⁾とあって、鎌倉時代

にみられた「改元吉書」が施行されたことと、同日関東にも仰せられたことが解る。さきの「庚安」の場合では詔を承わったあと国々に施行した⁽³⁸⁾といていたのである。次の1375年の「應安」は二月廿七日に「代始」により改元となっている。次の「永和」の改元については、幕府は「去月廿七日改元、爲永和元年、九日、武家施行吉書始之」⁽³⁹⁾とあって、「吉書始」が施行されたとある。1379年（永和5）年3月には「庚曆」と改元されたのであるが、この改元は去年改元されるべきであったのだが「武家強不可被改之由存候歟、仍于今延引」⁽⁴⁰⁾といったことから、元号は「近日每事武家所存也」⁽⁴¹⁾とまでいっている。次の1381（庚曆3）年二月廿四日の「永徳」の改元については、「辛酉當革命否定并改元定等也（中略）。主上（御引直衣）、右大将義満卿（直衣、御劍役）御子左大納言爲遠卿（衣冠）、山科少将教冬、極藤（高倉）永行爲御共、出御陣東方、被聞食之（被敷莖道）、不幾還御（中略）、改元定、可免囚人之由、佐出陣外（敷政門外）召左衛門大尉惟崇大判事仰之、今度囚人二人也、自武家被召渡之云々」⁽⁴²⁾とあり、義満は御劍役を務めるとか、武家方より赦令のための囚人が渡たされているのである。「武家方」はこのような面にも関与しているのである。1384（永徳4）年二月二七日の「至徳」の改元は甲子革命による改元である。次の「嘉慶」の改元は1387（至徳4）年八月廿三日で、改元定めの前に内々に勘文を室町殿（義満）にみせて意見を聞いている。「天貞」は駄目だといっているので「建徳」という案を出したが認められなかった。かくして「康応」「嘉慶」のいずれかということになり、「嘉慶」に決定するのだが、これを決定する以前に、義満と左大臣とが「嘉慶」と決めていたことを知っていて、この案を撰んだのであった。翌日、菅原永行が改元詔書草を義満の御前に持参して了承を得ているのも⁽⁴³⁾、その意味では茶番という他はない。こうみてくると將軍義満の時代になって、一段と幕府の意向によって元号の決定が左右されていることはあきらかであるが、にもかかわらずこれまでの形式や手順を踏んで実施されていることに注意されねばならない。もっとも、1382（永徳2）年の正月には義満は左大臣となり、翌年六月には「准三后宣下」がなされている身であるから、1384（永徳4）年2月の「至徳」の改元では、

是日、左大臣（義満公）召大外記師香朝臣於室町御亭、被宣下、今年甲子革命當否勘文事、翌朝師香朝臣成宣旨、以外記文殿令廻之、

左大臣宣 奉 勅 今年甲子當革命否、宣仰紀伝、明経、算、陰陽、曆道等博士、勘申者 永徳四年二月十二日 大外記中原朝臣師香奉⁽⁴⁴⁾とあり、かくして改元勘文が大外記中原師香より義満に提出するよう指示され、廿七日に改元となっているのである。こうしたことからすれば実質的な制定権を武家方は握ったともいえるのである。だが形式的ではあれこれも、勅をうけたまわって行くことになっている点に留意されねばならない。次の1387年の「嘉慶」の改元については参議菅原秀長が改元勘文を内々に室町殿に持参し先きに見参に入れていたのである。こうして義満が「嘉慶」を推挙しているといった形勢を知った萬里小路大納言（嗣房）以下は賛成にまわり、院からも「嘉慶」とするよう裁許されたのである。これに対して室町殿

はその夜に「嘉慶」は神妙といったというし⁽⁴⁵⁾、翌八月廿四日には菅原秀長は「見参室町殿、持参詔書草」⁽⁴⁶⁾するといった行動をとっているのである。次の1389年の「康応」の改元定めについて「勸修寺中納言曰、年号事、先参室町殿、可舉申字事有御尋、康曆字申入之間、御意此分也、可然之由被仰下候間、大略可爲治定、珍重旨賀之、畏存候由返答云々」⁽⁴⁷⁾（傍点筆者）ということで武家方の了承を得た上ですすめられているのである。以上のことであきらかなのであるが、すでに「庚曆」の改元にあたって「近日每事武家所存也」（傍点筆者）といわれているように⁽⁴⁸⁾、この時期の「元号」は幕府の意向によって左右されていたのである。さて次の1390年の「明德」の改元にあたって、「知輔朝臣参仙洞窺申、此分明徳内々可然字、准后被定御之間、其形勢申入仙洞歟」ということがあって、院より承久例に任せて「明德」という文字で、改元詔書の作成を命じられているのである⁽⁴⁹⁾。

1394年の「應永」の改元でも幕府の意向は強く作用したが⁽⁵⁰⁾、この元号で注目すべきことは応永三十五年十月までの長期にわたって存続したことから、1412（応永19）年に即位した称光天皇の即位改元は行われず即位後16年も経過した後、「正長」として実現したのである。だがその年に死去したため、翌年改元となったが、その時の「永享」の「元号」は後花園天皇の「代始」による改元だったのである⁽⁵¹⁾。こうした時期の足利義満について、佐藤進一氏は「莫大な金でもって貴族を籠絡し、彼らの口をふさぎつつ、官位の進むにしたがって貴族を見下し、かれらの人事を左右するようになった」⁽⁵²⁾といわれる。そうして彼がそのようにふるまうことができたのは、公卿に列し、やがて左大臣・准三官（1382～1383）という廷臣最高の地位をもっていたからだともいっておられる。こうして彼は1395（應永2）年には太政大臣となり、日本国の支配者という地位を形式的にも完成させようとするならば、太政大臣にとどまることはできない。帝位篡奪の希望がそこに生まれるのだが、かれが幕府統一の主軸とした家格観念は、もともと皇室を頂点として形成されてきたものであるから神格化している帝位に手をつけることができなかつたのだという。それ故義満の行動は屈折して二つの方向に分かれる。一つは出家して、儀式・服装その他、法皇のものを準用することなどによって、太政大臣のあと是一家を天皇家と見なす既成事実を作ること。もう一つの方向は明との通交によって、明から日本国王の称号を得る道である。義満は明から日本国王と認められることによって、国内における事実上の国王としての地位を明に保障させることができる。彼の父祖の代までは天皇の権威が將軍の地位を保障したのであるが、義満はすでに將軍以上の存在である。こうしたかれの地位を保障する権威はもはや国内には存在しない。義満があえて明に朝貢臣従する道を選んだのはそうした論理の帰結を示すものだといわれる⁽⁵³⁾。大要以上のような佐藤氏の見解は大方支持されるものであろう。氏のいうように義満の以上のような天皇制に対する屈折した行動の根底には、源家を強調すればするほど「朝家」に由来する源家の継承者たる義満としてはそれを否定することができなくなり、日本国の支配者という地位をあくまで求めるならば、そのような屈折した行動とならざるを得ないであろうし、その点からすれば元号大権＝制定権を掌握している中

世の天皇制に対して、斜にかまえることになり、元号問題に対しても、種々注文をつけたり、そうした言動をとってはいるものの否定はできず維持存続させる方向をとらざるを得なかったのである。

次に「応永」以降の「幕府」と「元号」の関係についていえば、ずっと後の1492（明応1）年の「明応」の改元にあたって「今度内々勘文被進武家被申合、明字之内可被用、有巨難者、文承、昭建、永平之間可被用之由被申云々」⁽⁵⁴⁾ということで、内々に武家に打信して「明応」に決定しているのである。こうしたことは「応永」以降も、また「明応」以後もそのように行われたとあってよい。「武家」と「元号」ということであれば、室町期でふれるべき問題としては、このほか「正長」二年の改元により「永享」となったのだが、1416（応永23～24）年の上杉禅秀の乱後、鎌倉公方足利持氏は関東に勢力を扶植し、幕府に対抗するようになり、「永享」の元号を用いなかったことは正長三年の日付の持氏発給文書で確認できる⁽⁵⁵⁾。その子息成氏の時代では「宝徳中成氏位に復すとはいえども、上杉憲忠を誅してより、又京師と合はず、関東大に乱る。二将兵を交ゆる事連年不絶、享徳四年更めて康正とす、三年又改めて長禄とす、四年又更めて寛正とす、関東これを用ひず、享徳を用ゆる事すべて十餘年を経たり」⁽⁵⁶⁾とあって、當国府中税所文書中に足利成氏の有司が出した書状で享徳十四年の文書が二通あると指摘している⁽⁵⁷⁾。この場合、持氏の時代でもそうだったであろうが幕府は改元詔書を承けたあと鎌倉府もしくは関東の諸国に施行したはずである。それを使用しなかったことは、幕府と対立し、あるいは対抗する勢力圏では使用しないということの表明とみてよいであろう。さてこのほか15世紀から16世紀あたりでは「ミロク」信仰にもとづく「私年号」の使用なども重視すべき問題ではあるが「武家」と「元号」を主として扱った本稿では後考の課題としたい。

註（1）続史愚抄 元弘四年（建武元年）一月廿三日条。

（2）続史愚抄 元弘四年（建武元年）一月廿九日条。

（3）佐藤進一「南北朝の動乱」日本歴史9，中公文庫49～50頁

「続史愚抄」でも、元弘四年一月廿九日条で、「廿九日戊午、被行改元定、上卿右大臣長通、依擾乱歸正」と記している。

（4）太平記 卷十二 広有射怪鳥事

（5）註（3）に同じ。

（6）続史愚抄 建武三年二月廿九日条。

（7）続史愚抄 建武三年五月廿五日条。

（8）続史愚抄 建武三年五月廿九日条。

（9）細々要記二。

（10）続史愚抄 建武三年八月十五日条。

（11）続史愚抄 建武三年八月十五日条。なお、この同年同月同日条は註（10）と分別して記載されているため、そちらは廿で、註（11）は廿一に収められている。

（12）続史愚抄 建武五年八月廿五日条。

（13）神皇正統記 後醍醐。

（14）続史愚抄 暦応五年四月廿七日条。

（15）続史愚抄 康永四年十月二十一日条。

- (16) 続史愚抄 貞和六年二月廿七日条。
- (17) 細々要記三
- (18) 註 (17) に同じ。
- (19) 続史愚抄 観応三年九月廿七日条。この改元は後光厳の「代始」によるものである。
- (20) 続史愚抄 観応元年十一月十六日条では園大暦を典拠として以上のようなことを記している。
- (21) 続史愚抄 観応二年七月廿二日条。
- (22) 続史愚抄 観応二年（正平六年）十一月七日条。
- (23) 実夏公記 建武五年九月廿三日条。「後鏡」暦応元年八月廿八日条所収。
- (24) 直冬が諏訪部三郎入道に出軍催促を観応元年十一月七日に行っているが（後鏡同日条所収）その文書の日付は貞和六年十一月七日である。なお観応に改元されたのは同年二月廿七日である。また、この時期に南朝方が、例えば直義に発給した文書などをみると（観応元年十二月十七日条所収文書）その日付は正平五年十二月十七日となっている。その他、少し前の同年十月廿日所収の直冬発給の三戸屋文書（「後鏡」所収）は貞和六年十月廿日であり、同日の尊氏発給の小笠原文書（「後鏡」所収）は観応元年十月廿一日条となっている。
- (25) 「後鏡」観応元年十二月十三日条には太平記の一節を引いて勅免の宣旨をかかげている。
- (26) 南山巡狩録五
- (27) 続史愚抄 永和元年五月一日条。
- (28) 続史愚抄 至徳元年四月廿八日条。
- (29) 続史愚抄 文和二年六月十三日条。
- (30) 続史愚抄 文和二年九月廿一日条。
- (31) 続史愚抄 文和三年三月十五日条。
- (32) 園大暦 文和元年九月廿七日条。
- (33) 続史愚抄 延文元年三月廿八日条。
- (34) 太平記 卷三十六 仁木京兆参御方事付大神宮御託宣事
- (35) 迎陽記 貞治元年九月廿三日条（後鏡同日条所載）
- (36) 註 (35) に同じ。
- (37) 花營三代記 應安元年三月一日条。幕府ではこの日に改元吉書始めが行われ、関東にも伝えられている。
- (38) 註 (34)
- (39) 花營三代記 永和元年三月九日条。
- (40) (41) 迎陽記 康暦元年三月廿二日条。
「後鏡」同日条に所載、なお、菅原秀長の「迎陽記」があるため、「元号」の決められる過程がかなり知りうるのである。
- (42) 良賢直人記 永徳元年二月廿四日条。
「後鏡」同日条に所載。
- (43) 「迎陽記」嘉慶元年八月廿三日条。
「後鏡」同日条に所載。
- (44) 良賢真人記 至徳元年二月十二日条。
「後鏡」同日条の所載。
- (45) 註 (43) に同じ。
- (46) 「迎陽記」嘉慶元年八月廿四日条。
「後鏡」同日条に所載。
益田宗氏は、吉川弘文館の国史大辞典で迎陽記について日記と同名の改元関係の記録文書及び文書（十三巻）を以下のように説明している。秀長が先例を知るために集めた久寿から仁治までの勤申年号例（巻一～二）。秀長自身が関与した康安から応永までの改元儀の記録、（第三～六巻）。迎陽文集とも称し、諷誦文、願文（第七～十三巻）ほか、秀長が起草した文章が収められているという。
- (47) 迎陽記 康応元年二月九日条。「後鏡」同日条所載。東坊城秀長はすでに五日に目録を内々に義満の許に持参しているし、翌日には「参室町殿、愚有勘文御合点三、被返下之、畏存者也。有御対面、委細

被仰下眉目也……」とあって、武家方の意向が反映されるようになっているのである。

(48) 註 (40) (41) に同じ。

(49) 迎陽記 明德元年三月廿六日条。「後鏡」同日条に所載。この場合も、前々日あたりから、愚勘(秀長)の草案はまず見参に入れて対面する手はずがとられているのである。

(50) 迎陽記 明德五年七月一日条によると菅原秀長(二位)は室町殿に参賀した次いでに、年号の字のことを伺っている。

(51) 続史愚抄 正長二年九月六日条、即ち、「改正長爲永享、依代始也」とある。

(52) (53) 佐藤進一前掲書(446頁～448頁)

(54) 親長記 明応元年七月十九日条。なお、七月一日条には「傳聞、改元事自武家依被申沙汰也」(傍点筆者)ともある。

(55) 一例をあげれば、足利持氏は上総国の土地を鶴岡八幡宮に寄進しているが、「後鏡」掲載の集古文書の日付は正長三年六月廿七日となっている。この文書は「後鏡」永享二年(正長三)六月廿七日条にのせている。もっとも、同書の永享三年八月十八日条では鎌倉九代后記などによれば、この日から「関東ニテ始テ永享ノ年享ヲ用ユ」といっている。

(56) (57) 歳時部三、年号上、享徳の項、「僞年号考」(古事類苑所収)

〔4〕 むすびにかえて一元号・綸旨(院宣)・錦御旗一

前項〔3〕で、観応の擾乱期に尊氏は直義追討綸旨を賜うように要請し「追討綸旨」とともに「公家御旗」も賜わったことに言及したが⁽¹⁾、かかる内乱期では追討綸旨・官軍・錦御旗が対になって問題となっている。しかも、「元号」をたてるということは天皇が時空、つまり時(代)と領域の領有者であることを宣言することを意味するものといわれているから⁽²⁾、天皇の権限として綸旨を發布するとか、官軍を認定しその標章としての錦御旗を与えることなどは密接な関係をもっているのである。そこで最初に「錦御旗」について検討してみることにしたい。この旗とは赤地の錦の上部に金銀糸で日月を刺繍し、あるいは描いたものが、朝敵を征伐する官軍の標章として用いられたのである。鎌倉時代では承久の乱にあたり、後鳥羽上皇が10人の大将に錦御旗を賜わって官軍の標としたというが⁽³⁾、鎌倉末期以降でもしばしばこの旗は登場しているのである。元弘元年九月の例でいえば、太平記は「此ニテ一息休メテ城中ヲ屹ト向上ケレバ、錦ノ御旗ニ日月を金銀ニテ打テ着タルガ、白日ニ耀テ光リ渡リタル其ノ陰ニ、透間モナク鎧フタル武者三千余人、甲ノ星ヲ耀シ、鎧ノ袖ヲ連テ雲霞ノ如クニ並居タリ」⁽⁴⁾と叙述している。

建武三年一月、京都の合戦に敗れて鎮西に下向するに際して、かの赤松則村は尊氏の前にすすみ出て「凡合戦には旗なきゆへに朝敵に相似たり。所詮持明院殿は天子の正統にて御座あれば、先代滅亡以後定而観慮心よくもあるべからず。急に院宣を申くだされて錦の御旗を先立らるべき也。(中略)三宝院僧正賢俊勅使として持明院より院宣を下さる。是に依て人々勇あへり。今は朝敵の義あるべからずとて、錦の御旗を上べきよし国々の大将に仰遣されけるこそめでたけれ(傍点筆者)」⁽⁵⁾と遂に、後段にあるように持明院より院宣が下され、朝敵ではないとして錦御旗をかかげるよう国々の大将に命じているのである。この間の事情を「後鏡」は「此頃、

留諸將使守各国，着御備後国鞆浦，于時三宝院賢俊僧正，齋持明院殿院宣，進左武衛自此令諸軍捧錦御旗」⁽⁶⁾と記している。再言することになるが追討綸旨（院宣）・錦御旗・官軍は少くともセットになっているのである。ところで鎌倉幕府は独自の指示命令は將軍家下文などで行っているのであるが，追討綸旨（院宣）宣旨などを受けて施行することも少なくなかったのである。例へば有名な新補率法地頭得分とか利息などは宣旨を受けて施行されたのである。後者でいうと「兼又於舉利者，雖經年序，不可過一倍之由，度々依仰下宣旨，代々將軍家成遣下知於諸國（後略）」（傍点筆者）⁽⁷⁾とあるように，宣旨を受けて將軍家の下知状を諸國に下しているのである。こうした幕府の指示系統なり手順は人倫賣買禁止⁽⁸⁾などとか，本稿で問題としている「元号」も同様な扱いをうけているのである。

南北朝期の「元号」でいうと，建武三年八月十五日に後伏見天皇の第二皇子豊仁親王は院宣により踐祚の礼を行ったが，これは前述の如く尊氏によって強行されたものであった⁽⁹⁾。このときの「元号」は「延元」号を用いずに「建武」を用いることにしたのである⁽¹⁰⁾。こうして「代始」による改元は「建武五年」の八月で暦応としたのである。このあといわゆる北朝の「元号」は「康永」「貞和」「観応」とかわるのだが，この「観応」元年十一月十六日に尊氏直義兄弟の対立が深まり，前述のように尊氏は直義追討綸旨を賜うよう要請し，「追討綸旨」と「公家御旗」とを賜わっているのである。その翌年の十月には南朝の後村上天皇より直義追討の令旨を賜わり⁽¹¹⁾，南朝と和議を結び，十一月七日には崇光天皇及び直仁親王の位を廃し，「観応二年号」を停めて正平六年を用いることにしているのである⁽¹²⁾。こうして官軍と元号とは対応しているのである。ところで「観応」以降の元号をみてみると，都とその周辺であろうが，変転きわまりない動きが認められるのである。1353（文和2）年六月の初めに南軍の楠木正儀らが西南より入京したため，足利義詮らは光厳天皇を奉じて逃れているのである。この頃より「世上」では「文和」の元号を罷めて「正平（八年）」を用いたという⁽¹³⁾。九月廿一日には尊氏義詮が入洛し，後光厳天皇も帰洛するに及んで「世上」ではまたこの日から「正平号」を罷めて「文和」を用いたという⁽¹⁴⁾。「世上」でのこの「元号」使用の変化は「官軍」の出入に対応しているのである。

次に関東公方足利持氏は，はじめは「永享」の元号を用いなかったが，数年後には「永享」を使用することになったのである。1438（永享10）年関東管領上杉憲実を討とうとした持氏は憲実を支援した幕府軍に敗れ，鎌倉に退き武蔵金沢の称明寺で剃髪，謹慎したものの，將軍義教は許さなかったため，翌年鎌倉永安寺で自殺するにいたったのである。

ところで前述の永享十年八月には持氏に追討綸旨が下されたのだが，その間の事情は「抑今度京方鎌倉不和ノ事，濫觴ハ持氏卿関東中ノ禁中ノ御料所，京方ノ所帯等，御支配事，可然ニ非ズト諫メ申サレケレバ，忠言耳ニ逆，却テ憲実ヲ亡サレテ，上意ノ儘ニ可有由思召ケル由，京都ニ聞エケレバ，大ニイカリ玉ヒ，則奏聞アツテ綸旨ヲ玉ハリ御幡ヲ被下，不日ニ追罰スベキ由，御教書ヲ被成ケル」⁽¹⁵⁾とあって，以下の綸旨を載せている。

被綸言備，從三位源朝臣持氏，累年忽緒朝憲，近日興擅兵，匪畜失忠節於関東，剩致是鄙輩於上国，天誅不可遁，帝命何又容，早當課虎豹武臣，可令拂豹狼賊徒者，綸言如斯，以此旨，可令洩申入給，仍執達如件

永享十年八月廿八日，左少弁資任奉

謹上 三条少将殿（傍点筆者）

さらに、「又御幡ニハ忝モ帝御詠歌ヲ被遊下云々

チハヤフルヤエタツクモノハタノテニアツマノチリヨハラフアキカゼ⁽¹⁶⁾
稗振海中雲之幡之手仁東塵拂秋風」⁽¹⁶⁾とある。綸旨であるから当然ではあるが、持氏の行

動を「累年忽緒朝憲」といっていること、綸旨とともに官軍を示す「御幡」も賜わっているのである。室町中期のこの段階でも御教書では足りずに綸旨等を賜わっていることは注目される場所である。次に嘉吉の乱で播磨守護赤松満祐は先制して將軍義教を殺して領国に帰ったところを細川・山名の幕府軍に攻められ一族とともに自殺した。このとき執事細川持之は左衛門督（実雅卿）を通じて綸旨を下だされるよう内々に申し入れ中山宰相中将（定親卿）が奏聞して、以下の内容の綸旨が下されたのである。

被綸旨備，満祐法師并教康構陰謀於私宅，忽乱人倫之純綱，拒朝命於播州，相招天吏之干戈，然早發軍旅，速可報仇讎，盡忠於国，致孝於家，唯在此時，莫敢旋日，兼又与彼合力之輩，必可被處同罪之科者，綸言如此（以下略）⁽¹⁷⁾。

もともと、綸旨の他に「公家御旗」（錦御旗）を申出るのが問題となったが細川・山名の者たちはすでに「武家御旗」をもらって進発していたため、申出るのは沙汰済みとなっている⁽¹⁸⁾。こうしてみるとこの旗の権威も万能ではないことが解る。

次の1460（寛正1）年の畠山氏の内訌が続くなかで畠山義就の追討のために「綸旨并御幡」が閏九月に下され、遊佐孫九郎はそれらを持って下向したという⁽¹⁹⁾。この同じ日に、かの持氏の子息成氏を退治するよう御内書が二階堂駿河守に下されている。同年十月には成氏追討催促御書が関東の諸将に配布されているのだが、宇都宮，小山，那須，佐野氏宛の御書は以下の如きもので、綸旨も出されていたのである。

成氏事 既被成治討 綸旨之處 猶奉蔑如朝憲之条，不可遁天譴，所詮速馳参御方，可勵忠節，委曲直朝可申遣，於抽軍功者，可有恩賞也

十月廿一日 御判

宇都宮四郎殿（以下三名略）（傍点筆者）⁽²⁰⁾

ところで、前述の畠山義就退治に対しての綸旨は南都衆徒に対しては遅くなったようである。即ち、「義就事，可誅伐之由，被成下綸旨之條，度々被仰遣，于今依有延引，近日及南方同意企之處，當山族少々令与力之旨，有其聞，（中略）所詮於現形之輩者，加嚴制，至忠節者，可被給恩賞也」⁽²¹⁾（傍点筆者）という内容のもので、かかる内容の御内書が金剛峯寺衆徒中に宛てて、三ヶ月程後に出されたのである。だが関東の鎌倉公方足利成氏追討問題も、畠山義就問題も、仲々解決が進まなかったのである。四年後の1464（寛正5）年8月に、將軍義政は関東

の諸将に御内書を遣わして追討を命じているのだが、それは以下の如きものである。

成氏誅戮事、既被差遣 綸旨并錦御旗、勅命嚴重之處、猶以不馳參御方之間、難遁天罰、然去頃、早速可抽戰功之旨、度々雖被仰下、于今令同意凶徒等之条、不可有冥譴疑、所詮翻逆心勵忠節者、可被行勸賞也（後略）（傍点筆者）⁽²²⁾

この文書で確認できることは「綸旨并錦御旗」が差遣わされていることと、追討には難行していることが解るのである。以上は小山下野守持政に下だされたもので、同種のもは小谷、鹿島、佐竹、江戸の各氏にも下されている。もっとも、「綸旨并綿御旗」について記載のあったものは鹿島氏のみであった。翌々年の成氏誅伐事に関して関東の諸将に下された御内書では結城七郎、小田太郎宛のものは前述の小山持政に下されたものとほぼ同文のもので、勿論、「綸旨并錦御旗」の文字は確認できるのである⁽²³⁾。例の畠山義就の問題でいうと1467（文正2）年正月には逆転し、以下のようになっているのである。「正月十八日、右衛門佐源義就与尾張守源政長、依家督相論事及兵革之間、主上、上皇爲御同車、密幸左相府室町亭、則被下源政長追討院宣、仍義就発向御靈社（源政長今曉燒宿所、率軍兵立籠此社畢）、終日合戦、及乗燭、件政長敗北、不知落所云々」⁽²⁴⁾（傍点筆者）。かくして畠山政長には追討の院宣が出されているのである。この結果、將軍家ならびに管領畠山、斯波両家の継嗣問題に端を発した争いが、細川（東軍）・山名（西軍）両有力守護大名の勢力争いとからみあって、ついにこの年に天下を二分する大乱にまで発展するのだが、このときも「御幡」（錦御旗）や「公方御幡」が問題になっている。後者については一色方が取り、そちらに置かれたため、東軍の細川方は「仍俄被織之由云々」⁽²⁵⁾とあるが前者については六月六日になって日野内府亭より出されて細川方が手中にしたようである⁽²⁶⁾。「院宣」や「御幡」が必要だったのは「官軍」として自らを正統化するためであったのである。瑞溪はこの時期にかかわって、「方今天下分裂、以官軍爲東、以賊軍爲西、天子行在相府、陣勢以固、相公又集吾徒（下略）」⁽²⁷⁾と記している。以上、「元号」とは次元の異なる「綸旨」「院宣」「錦御旗」などを問題としたわけであるが、室町中期から末期にかけてでも、こうしたものが一定の有効性をもって存在していたのである。佐藤氏のいうように、義満の時代では王権に関しては屈折した態度がみられ、名分論からみればそれを侵すかの如き感を呈するが義持の時代にはやや軌道修正がみられた。しかしながら義政の時代でも明の皇帝の返書などには「日本国王臣源義成」⁽²⁸⁾といった記載が認められるのである。では室町期の「元号」はどんな性格のものとなったのかというと、南北期以降ではとくに「武家方」の意向が強まり、「公武」の合作により決定されたといつてよいのである。1338（暦応1）年に「暦応」と改元したさいに言及したことではあるが、「是守文之義、又文武並用之上者、文字尤簡要之由申之」（傍点筆者）とあるところに示されている⁽²⁹⁾。つまり、「元号」は「文武」がならんで用いる上はとっているのである。これは実質的には公家・武家の両者がならんで用いるものであるから、「公家」とならんで「武家」の意向も反映されなくてはならないということであり、現に鎌倉時代から「元号」についても「注文」をつけてきたのである。このこ

とがいわゆる「武家」の時代となっても、「元号」は維持存続させることが可能だった理由でもあったのである。勿論、形式的には改元の手続きなどは従来通りだったのである。

次に、時代が少し飛んで江戸時代の「元号」について若干言及して結びとしたい。平安後期以降、常例となっていた辛酉・甲子改元が1561（永禄4）年（辛酉の年）、1564（永禄7）年（甲子の年）、1621（元和7）年（辛酉の年）1624（寛永1）年（甲子の年）などそれぞれ改元がなく、1681（天和1）年（辛酉の年）及び1684（貞享1）年（甲子の年）になって、それぞれ改元がされるようになっていく。1611（慶長16）年3月に後水尾天皇が、1629（寛永6）年11月に明正天皇が即位しているが、即位改元は行われていない。もっとも、例の「読史愚抄」では1615（元和1）年の改元を「代始」によるといっているが⁽³⁰⁾、即位から四年も経過していることからみて、辻褃を合せた見解であろう。この改元については「慶長ノ末、東照宮ノ命ニ曰、年号ノ字ハ漢唐ノ吉例ヲ勘ヘテ是ヲ用ヒ、重テ習禮整テ以後ハ、本朝ノ舊式ヲ用ヒラルベシトノコトニ依テ、慶長改元アツテ元和ヲ用ヒラル、慶長ハ漢ノ章帝ノ年号、元和ハ唐ノ憲宗ノ年号也、今ノ太上皇_{後水尾}御在位ノ時也」⁽³¹⁾（傍点筆者）という見解などもあって、家康が大いにかかわったことが知られるのだが、この改元と時を同じくしてかの武家諸法度と禁中并公家諸法度が公布されたのである。周知のように後者は「一、天子諸芸能之事、第一御学問也、不学則不明古道（後略）」にはじまって、七番目が「一、武家之官位者、可爲公家当官之外事」で、次が「元号」の改元についてであって、「一、改元、漢朝之年号之内、以吉例可相定、但重而於習禮相熟者、可爲本朝先規之作法事」⁽³²⁾というものであった。これであきらかなことはさきの改元物語の見解はこの規定の説明といてよいであろう。もっとも、家康は翌年の4月に72才で死去しているからこの規定の作成に強力な指導性を発揮することができたかどうかは問題であろう。だが「元和」の「元号」は唐の憲宗の皇帝のときに15年間ほど用いられたことは確かであるからこの「元号」の決定に禁中ならびに公家諸法度が大きく作用したことは疑いない。なお、この法度は天子は学問を第一と心得べきことを初めとして、親王、公卿の座順から改元、衣服、門跡、紫衣の勅許などを規定したもので、いわゆる天皇・院としての政治的権限は極端に制限され、公家社会でのそれにとどまったのである。後年、新井白石は「元号」に関して、「凡そ倭漢古今の事を併せ考ふるに、天下に治乱、人壽の長短は、年号の字にかかはらざること」⁽³³⁾といったあとで、「今我朝の今に至りて、天子の号令、四海の内に行はるゝ所は、ひとり年号の一事のみこそおはしますなれ」⁽³⁴⁾（傍点筆者）といっているのである。もっとも彼自身はこの書のなかで「元号」に関する批判などに対して擁護する発言をしているが、詳細は省くことにするが結論的には説得性にとぼしいばかりでなく誤っている。さて、江戸時代の「元号」で特徴的なのは、時代とのかかわりで批評や批判が多くなったことであろう。そのいくつかをあげれば、「正保五年亦京童ノ癖ナレバ、正保焼亡ト声ノ響似タリ、保ノ字ヲ分レバ、人口木トヨムベシ、又正保改元ト連書スレバ、正ニ保元ノ年トヨム、大乱ノ兆也」とか、「明暦」に関しては其の三年の正月⁽³⁵⁾に江戸に大火があったことから「其時ノ巷説ニ、明暦

ノ二字日月マタ日ヲソヘタリ、光り過タルニ由リ、大火事アリ⁽³⁶⁾といった具合で、京童や巷説を紹介しているところが面白い。ところで後光明天皇が1643（寛永20）年に即位し、1つの年号で三帝に渉る例はないとして、明年12月の改元にあたって正保と号することになったというが、此時諸家の勸進した「元号」は10個に及んだのである。この時は家光の御前で裁断されたという。彼は「年号ハ天下共ニ用フルコトナレバ、武家ヨリ定ムベキコト勿論也、公家武家ノ政ハ正シキニ若ハナシ、正シクシテ保タバ大吉也ト議定シタマフ⁽³⁷⁾」（傍点筆者）ということであったという。1661（寛文1）年の改元にあたっては、保科肥後守以下幕府側は「寛文」ということであったが「今度ノ改元ハ公家ヨリノ御沙汰ナレバ、唯一ツニ武家ヨリ定メラルベキニモ、御遠慮アルベキ儀也トノコトニテ、寛文ニ勸文ノ内ニツヲ加ヘテ、三ツノ内勸慮次第ト、佐渡守親成方へ申シ遣シ宜シカルベシト思ハレケル色ナリ、然レドモ衆議ノ上ニテ御前ニテ定ルコトナレバ、重テ云ニ及バス⁽³⁸⁾」（傍点筆者）ということ、で、「寛文」と決定し、結局は寛文のほか二つを加えたものの武家側の希望により決ったのであった。もっとも執政の諸老たちが皆が思ったことは「公家武家共ニ同意ノ年号珍重ト申サル⁽³⁹⁾」といているのである。幕藩体制下でも、確かに「元号」制は変化をしているのだが、家光の言葉に「元号」は天下共に用いるものといっていることが注目される。というのは彼は武家のイニシャティブのもとで定めるといっているのは当然としても「公家武家、政ハ正シキニ若ハナシ」といっている点と「寛文」の時に武家方の諸老たちみんなが「公家武家共ニ同意ノ年号珍重」といっていることに「元号」存続の理由があるといつてよいであろう。つまり、公家＝天皇の専断から「武家」の主張を一定程度受け入れるかたちをとって実施に移されていたのである。いづれにしても、「武家」は元号に対して批判もしたし、押しつけたが、肝心の点は制度そのものを否定ないしは廃止を毛頭考えていなかったことである。戦国期から江戸期までの「元号」についてはこの他にふれるべき点が残されているが機会があれば明治以降についてとともに、言及してみたい。

註（1）〔4〕の註（20）

- （2）滝川政次郎「元號考證」P38など。氏は「中国の帝王は、地上すなわち空間を支配すると同時に、時間（暦日と昼夜の時刻）をも支配するものである」といっておられる。即位改元はその意味では時空の二元的支配を宣言することであり、その時（年）に名をつけているのである。
- （3）後藤四郎「錦御旗」の項国史大辞典吉川弘文館。
- （4）太平記 卷第三 笠置軍事附陶山小見山夜討事。なお、太平記 卷十一 諸将被進早馬於船上事にもみられる。
- （5）梅松論下
- （6）後鏡 尊氏將軍記四之三 建武三年二月十三日条。

なお、1438（永享10）年にさきだつて「錦御旗」についてふれている事例を追加しておく。かの「明德の乱」（1391年）にあたり、山名氏清は家臣小林を呼んで「倩ラ事ヲ案ズルニ新田左中將義貞ノ先朝ノ倫命ヲ承テ上將ノ職ニ居シ天下ノ政務ニ携キ、我其氏族トシテ國務ヲ望ムベキ條謂レ無ニアラズ、去レバ先年南朝ヨリ事ノ次有シ時、錦ノ御旗ヲ申給テ今ニ是ヲ頂戴ス。今度此御旗ヲ差テ今戰ヲ致スベシ」（「明德記」上 傍点筆者）と命じ、「錦御旗」をかかげるよう指示している。なお、室町期のこれらの諸乱にあたり、幕府はしばしば追討の対象を「朝敵」とか「忽諸朝憲」を理由にあげている。この明德の乱の山名氏の場合でいうと仙洞御領たる出雲国横田庄の押領に対して、御教書や御内書を度々下しても、承引していないといっている。永享の乱の持氏の非法としては本文で述べているが「関東中ノ禁中

- ノ御領所」「京方ノ所帯」を支配していることが問題とされているのである。
- (7) 佐藤進一他編「中世法制史料集」第一巻，追加法八付所領致訴訟輩事
 - (8) 前掲書 追加法十五その他得分事，追加法十などがある。
 - (9) (10) 続史愚抄二十 建武三年八月十五日条。
 - (11) 続史愚抄廿三 観応二年十月廿五日条。
 - (12) 続史愚抄廿三 観応二年十一月七日条。
 - (13) 続史愚抄廿四 文和二年六月十三日条。
 - (14) 続史愚抄廿四 文和二年九月廿一日条。
 - (15) (16) 相州兵乱記（関東兵乱記）巻一，箱根早河尻合戦事「後鏡」，永享十年八月廿八日条にも掲載。
 - (17) (18) 建内記 嘉吉元年七月廿九日条及び八月一日の条。「後鏡」同年八月一日条にも掲載。
 - (19) 大乘院旧記 寛正元年閏九月十九日条。「後鏡」寛正元年閏九月十七日条にも掲載。
 - (20) 「後鏡」寛正元年十月廿一日条にこの「御内書案」を掲載している。
 - (21) 大乘院旧記 寛正二年二月三日条に掲載されている。「後鏡」寛正二年一月廿三日条にも掲載されている。
 - (22) 「後鏡」寛正五年八月十七日条にこの「御内書案」を掲載している。
 - (23) 「後鏡」文正元年六月三日条には二十三通程の「御内書案」をのせている。このように將軍義政は関東の諸将にこのような「御内書」を遣わしているのである。
 - (24) 公卿補任，応仁元年（正月十八日）。
 - (25) 大楽院旧記 応仁元年六月二日条。「後鏡」同月一日に掲載されている。
 - (26) 大楽院旧記 応仁元年六月六日条。「後鏡」同月四日条。
 - (27) 「後鏡」応仁元年十一月，是年の条所載。
 - (28) 「善隣国宝記」中（享徳三年）には明皇帝の返書をのせているが，それには義政を「日本国王臣源義成」と記している。佐藤氏がいうように対外的な関係では義満の時代に復しているといつてよいであろう。
 - (29) [3] - 註 (23)。
 - (30) 続史愚抄 元和元年七月十三日条では「改慶長爲元和，依代始云」といつている。
 - (31) 改元物語 古事類苑 歳時部三 年号上 元和項。
 - (32) 徳川禁令考 第一帙巻一。
 - (33) (34) 折りたく柴の記 下
 - (35) 改元物語 古事類苑 歳時部三 年号上 天保項所載。
 - (36) 改元物語 古事類苑 歳時部三 年号上 明暦項
 - (37) (38) (39) 改元物語 古事類苑 歳時部三 年号上 寛文項所載。

（きたづめ まさお 人文学部教授 日本史学専攻）

The concept of “Gengo” (imperial era name of Japan) in Japan was introduced from China. The first Gengo is officially known to be “Taika” (AD 645), however “Taiho,” a succeeding Gengo, can be regarded as more appropriate. So far, 249 Gengo have been used, all of which but today’s “Heisei” were established exclusively by the emperors. According to Mr. Seijiro Takigawa, a historian of legal systems, prerogative of Gengo is “the power held exclusively by the emperor, who allowed no interference or violation by his vassals in the process of establishing and amending Gengo.” (Refer to his book, “The study of Gengo.”) The system for Gengo was introduced to Japan and established, when the country began to solidify the foundation for development as an ancient nation. This paper will discuss two things regarding the system. First, how was this system involved with Buke (warrior families), who took power around in the late 12th century during the Kamakura Period (1192-1333), and with its succeeding Buke. Second, based on the discussion of it, what characteristics of “Emperor” and “Powers of Emperor” were noteworthy following the late

Heian Period (794-1185). The reason why this system continued to take effect throughout the feudal age lies in what Mr. Iemitsu Tokugawa, the 3rd Shogun during the Edo Period (1603-1867), was believed to say. It was “Once the country is united, Gengo is established.” Prior to the feudal age, the thought of using Gengo, along with Kobu (the imperial court and the shogunate), was dominant. In other words, Gengo represented no era of a particular emperor. What the emperors put an end to exclusive use of Gengo is regarded to have caused the system to continue, even under the feudal system.

Key Words (Emperor, Buke, Gengo)